官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・国土交通三）　一
○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇五）　九

〔法規的告示〕
○木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示（国土交通九七六）　一五

〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録換え・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一四
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○農林水産省国土交通省令第三号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項、第四条第一項及び第八条第二項第二号の規定に基づき、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十八日

農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（外壁関係） **第八十条の四**　法第八条第一項の規定により第二十一条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。 一　次のイ及びロに該当するものであること。 イ　（略） ロ　増築又は改築に係る部分の外壁（建築基準法施行令第百三十七条の二の四第一号ロの規定により国土交通大臣が定める外壁に限る。）が、同令第百九条の十に掲げる基準に適合するもので、同号ロの規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。 二　（略） （防火地域関係） **第八十二条**　法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十一条（防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる認定畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする。 一　次号に掲げる認定畜舎等以外の認定畜舎等　次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。 イ　（略） ロ　次の(1)から(5)までに該当するものであること。 (1)～(3)　（略） (4)　増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（建築基準法施行令第百三十七条の十第一号ロ(4)に規定する二十分間防火設備をいう。(5)及び第八十六条第九項において同じ。）を設けること。 (5)　（略） 二　（略） （大規模の修繕又は大規模の模様替） **第八十六条**　（略） 2　（略） 3　法第八条第一項の規定により第二十条又は第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十二条に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における屋根以外の部分に係る全ての当該行為とする。 4　法第八条第一項の規定により第二十一条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該認定畜舎等における外壁以外の部分に係る全ての当該行為とする。	（外壁関係） **第八十条の四**　法第八条第一項の規定により第二十一条の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。 一　次のイ及びロに該当するものであること。 イ　（略） ロ　増築又は改築に係る部分の外壁（建築基準法施行令第百三十七条の二の四第一号ロの規定により国土交通大臣が定める外壁に限る。）が、同令第百九条の九に掲げる基準に適合するもので、同号ロの規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は同号ロの規定により国土交通大臣の認定を受けたものであること。 二　（略） （防火地域関係） **第八十二条**　法第八条第一項の規定により第二十六条第一項第三号（建築基準法第六十一条（防火地域内にある畜舎等に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる認定畜舎等の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする。 一　次号に掲げる認定畜舎等以外の認定畜舎等　次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。 イ　（略） ロ　次の(1)から(5)までに該当するものであること。 (1)～(3)　（略） (4)　増築又は改築に係る部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（建築基準法施行令第百三十七条の十第一号ロ(4)に規定する二十分間防火設備をいう。(5)及び第八十六条第四項において同じ。）を設けること。 (5)　（略） 二　（略） （大規模の修繕又は大規模の模様替） **第八十六条**　（略） 2　（略） （新設） （新設）

5　法第八条第一項の規定により第二十三条（外壁（延焼のおそれのある部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない木造の認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該木造の認定畜舎等における外壁以外の部分に係る全ての当該行為とする。

6　法第八条第一項の規定により第二十三条（軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない木造の認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該木造の認定畜舎等における屋根及び外壁以外の部分に係る全ての当該行為とする。

（新設）

7　法第八条第一項の規定により第二十三条（屋根に係る部分に限る。）の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない木造の認定畜舎等についての法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、当該木造の認定畜舎等における屋根以外の部分に係る全ての当該行為とする。

（新設）

8～11　（略）

別表第一（第六十四条関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
(一)	畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）	図書の種類	明示すべき事項	
	（略）	平面図	縮尺及び方位	
			間取り、各室の用途及び床面積	
			二以上の避難口の位置	
			増築、改築又は第二条各号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は第二条各号に掲げる行為に係る部分	
	（略）	二面以上の立面図又は断面図	縮尺	
			地盤面	
			申請に係る畜舎等の各部分の高さ	
			増築、改築又は第二条各号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は第二条各号に掲げる行為に係る部分	
(二)	（略）			

3～6　（略）

別表第一（第六十四条関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
(一)	畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）	図書の種類	明示すべき事項	
	（略）	平面図	縮尺及び方位	
			間取り、各室の用途及び床面積	
			二以上の避難口の位置	
	（略）	二面以上の立面図又は断面図	縮尺	
			地盤面	
			申請に係る畜舎等の各部分の高さ	
(二)	（略）			

別表第二（第六十四条関係）

(い)	(ろ)	(一)	(二)
畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）	図書の種類	明示すべき事項	
	平面図	縮尺及び方位 間取り、各室の用途及び床面積 壁及び筋かいの位置及び種類 開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 二以上の避難口の位置 増築、改築又は第二条各号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は第二条各号に掲げる行為に係る部分	（略）
	（略）		
	二面以上の立面図	縮尺 開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造 増築、改築又は第二条各号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は第二条各号に掲げる行為に係る部分	（略）
	二面以上の断面図	縮尺 地盤面 床及び屋根（天井がある場合は、天井）の高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各部分の高さ 増築、改築又は第二条各号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は第二条各号に掲げる行為に係る部分	（略）
（略）			

別表第二（第六十四条関係）

(い)	(ろ)	(一)	(二)
畜舎等（発酵槽等を除く。以下この表において同じ。）	図書の種類	明示すべき事項	
	平面図	縮尺及び方位 間取り、各室の用途及び床面積 壁及び筋かいの位置及び種類 開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 二以上の避難口の位置	（略）
	（略）		
	二面以上の立面図	縮尺 開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	（略）
	二面以上の断面図	縮尺 地盤面 床及び屋根（天井がある場合は、天井）の高さ、軒及びひさしの出並びに畜舎等の各部分の高さ	（略）
（略）			

別表第九（第七十二条関係）

(い)	(ろ)	
	図書の種類	明示すべき事項
(一)・(二) (略)		
(三) 第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
	平面図	増築、改築又は第七十八条各号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は第七十八条各号に掲げる行為に係る部分
	二面以上の立面図又は断面図	増築、改築又は第七十八条各号に掲げる行為をしようとする場合にあっては、当該増築、改築又は第七十八条各号に掲げる行為に係る部分
第八十条の規定が適用される認定畜舎等	第八十条第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項
第八十条の二第一項の規定が適用される認定畜舎等	第八十条の二第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の二第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十条の二第二項の規定が適用される認定畜舎等	第八十条の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十条の三の規定が適用される認定畜舎等	第八十条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項

別表第九（第七十二条関係）

(い)	(ろ)	
	図書の種類	明示すべき事項
(一)・(二) (略)		
(三) 第八十条から第八十七条までの規定が適用される認定畜舎等	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項
第八十条の規定が適用される認定畜舎等	第八十条第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イの規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項
	平面図	増築又は改築に係る部分
第八十条の二第一項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	増築又は改築に係る部分
	その他第八十条の二第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の二第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十条の二第二項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	増築又は改築に係る部分
	その他第八十条の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十条の三の規定が適用される認定畜舎等	平面図	増築又は改築に係る部分
	その他第八十条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項

第八十条の四の規定が適用される認定畜舎等	第八十条の四の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十条の五の規定が適用される認定畜舎等	第八十条の五の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十条の五の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十一条の規定が適用される認定畜舎等	第八十一条の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十一条の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十一条の二の規定が適用される認定畜舎等	第八十一条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十一条の二の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十一条の三の規定が適用される認定畜舎等	第八十一条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十一条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十二条の規定が適用される認定畜舎等	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	その他第八十二条の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十二条の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十三条の規定が適用される認定畜舎等	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	その他第八十三条の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十三条の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十三条の二の規定が適用される認定畜舎等	第八十三条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十三条の二の規定に適合することを確認するために必要な事項

第八十条の四の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十条の四の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分
第八十条の五の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十条の五の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分
第八十一条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十一条の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分
第八十一条の二の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十一条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分
第八十一条の三の規定が適用される認定畜舎等	平面図	その他第八十一条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分
第八十二条の規定が適用される認定畜舎等	耐火構造等の構造詳細図	その他第八十二条の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	平面図		第八十二条の規定に適合することを確認するために必要な事項

第八十三条の三の規定が適用される認定畜舎等	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	その他第八十三条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十三条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十四条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	石綿が添加されている部分
		増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
	二面以上の断面図	石綿が添加されている部分
		増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
第八十四条の二の規定が適用される認定畜舎等	第八十四条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十四条の二の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十五条の規定が適用される認定畜舎等	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
第八十六条第二項の規定が適用される認定畜舎等	第八十六条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十六条第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十六条第九項の規定が適用	第八十六条第九項の規定に適合	第八十六条第九項の規定に適合することを確認するために必要な事項

第八十三条の規定が適用される認定畜舎等	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	平面図	増築又は改築に係る部分
	その他第八十三条の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十三条の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十三条の二の規定が適用される認定畜舎等	平面図	増築又は改築に係る部分
	その他第八十三条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十三条の二の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十三条の三の規定が適用される認定畜舎等	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	平面図	増築又は改築に係る部分
	その他第八十三条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十三条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十四条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	増築又は改築に係る部分
		石綿が添加されている部分
		増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
	二面以上の断面図	増築又は改築に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置

第八十四条の二の規定が適用される認定畜舎等	平面図	第八十四条の二の規定に適合することを確認するために必要な事項
	その他第八十四条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分
第八十五条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	改築に係る部分
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
第八十六条第三項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分
第八十六条第五項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分
	石綿が添加されている部分	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
第八十六条第六項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分
	その他第八十六条第六項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十六条第六項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等	二面以上の断面図	第六条第二項に規定する構造方法
第八十七条第二項の規定が適用される認定畜舎等	第八十七条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十七条第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

される認定畜舎等	することの確認に必要な図書	
第八十六条第十項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	石綿が添加されている部分
	二面以上の断面図	石綿が添加されている部分
		第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
第八十六条第十一項の規定が適用される認定畜舎等	第八十六条第十一項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十六条第十一項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等	二面以上の断面図	第六条第二項に規定する構造方法
第八十七条第二項の規定が適用される認定畜舎等	第八十七条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十七条第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

○国土交通省令第百五号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年法律第三百十号）の施行に伴い、及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第九項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一～四　（略）	（確認申請書の様式） **第一条の三**　法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(い)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(二十三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(二十九)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(二十八)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四十五)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 一～四　（略）

	図書の種類	(ろ)
(い)	（略）	
各階平面図	（略）	
	増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この表において「増築等」という。）をしようとする場合にあつては、当該増築等に係る部分	二面以上の立面図
（略）		縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
		増築等をしようとする場合にあつては、当該増築等に係る部分
		二面以上の断面図
		縮尺
		地盤面

	図書の種類	(ろ)
(い)	（略）	
各階平面図	（略）	
	申請に係る建築物が法第三条第二項の規定により法第二十八条の二（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置	二面以上の立面図
（略）		縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造

			各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
			増築等をしようとする場合にあつては、当該増築等に係る部分
(は)	(略)	(略)	(略)

二

			各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
			増築等をしようとする場合にあつては、当該増築等に係る部分
(は)	(略)	(略)	(略)

二

			二面以上の断面図
			縮尺
			地盤面
			各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
			増築等をしようとする場合にあつては、当該増築等に係る部分
(は)	(略)	(略)	(略)

二

(一)～(六十)	(六十一)	(ろ) 図書の種類	(ろ) 明示すべき事項	(い)	
(略)	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二の規定が適用される建築物
				令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二の二第一項の規定が適用される建築物
				令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二の二第二項の規定が適用される建築物
				令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	第百三十七条の二の三の規定が適用される建築物
				令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二の四の規定に適合す

二

(一)～(六十)	(六十一)	(ろ) 図書の種類	(ろ) 明示すべき事項	(い)	
(略)	法第八十六条の七の規定が適用される建築物	既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二の規定が適用される建築物
				令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二の二第一項の規定が適用される建築物
				令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二の二第二項の規定が適用される建築物
				令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	第百三十七条の二の三の規定が適用される建築物
				令第百三十七条の二第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イに規定する構造方法に関する事項	令第百三十七条の二の四の規定に適合することを確認するため

四の規定が適用される建築物	ることの確認に必要な図書
令第百三十七条の二の五の規定が適用される建築物	令第百三十七条の二の五の規定に適合することの確認に必要な図書
令第百三十七条の三の規定が適用される建築物	令第百三十七条の三の規定に適合することの確認に必要な図書
令第百三十七条の四の規定が適用される建築物	令第百三十七条の四の規定に適合することの確認に必要な図書
令第百三十七条の四の二の規定が適用される建築物	各階平面図
	二面以上の断面図
令第百三十七条の六の規定が適用される建築物	二面以上の断面図
令第百三十七条の六の二第二項の規定が適用される建築物	令第百三十七条の六の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書
令第百三十七条の六の三第二項の規定が適用される建築物	令第百三十七条の六の三第二項の規定に適合することの確認

令第百三十七条の二の四の規定が適用される建築物	令第百三十七条の二の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の二の五の規定が適用される建築物	令第百三十七条の二の五の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の三の規定が適用される建築物	令第百三十七条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の四の規定が適用される建築物	令第百三十七条の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の四の二の規定が適用される建築物	各階平面図
	二面以上の断面図
令第百三十七条の五の規定が適用される建築物	各階平面図
令第百三十七条の六の規定が適用される建築物	各階平面図
	二面以上の断面図
令第百三十七条の六の二第二項の規定が適用される建築物	各階平面図

石綿が添加されている部分	増築又は改築に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
	増築又は改築に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
	石綿が添加されている部分
	増築又は改築に係る部分及び基準時における当該部分の建築物の高さ
	改築に係る部分の建築物の高さ及び基準時における当該部分の建築物の高さ
	増築又は改築に係る部分
	令第百三十七条の六の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
	令第百三十七条の六の三第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

令第百三十七条の二の四の規定が適用される建築物	各階平面図
	その他令第百三十七条の二の四の規定に適合することの確認に必要な図書
令第百三十七条の二の五の規定が適用される建築物	各階平面図
	その他令第百三十七条の二の五の規定に適合することの確認に必要な図書
令第百三十七条の三の規定が適用される建築物	各階平面図
	その他令第百三十七条の三の規定に適合することの確認に必要な図書
令第百三十七条の四の規定が適用される建築物	各階平面図
	その他令第百三十七条の四の規定に適合することの確認に必要な図書
令第百三十七条の四の二の規定が適用される建築物	各階平面図
	二面以上の断面図
令第百三十七条の五の規定が適用される建築物	各階平面図
令第百三十七条の六の規定が適用される建築物	各階平面図
	二面以上の断面図
令第百三十七条の六の二第二項の規定が適用される建築物	各階平面図
	その他令第百三十七条の六の二第二項の規定に適合することの確認に必要な図書

増築又は改築に係る部分	令第百三十七条の二の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
増築又は改築に係る部分	令第百三十七条の二の五の規定に適合することを確認するために必要な事項
増築又は改築に係る部分	令第百三十七条の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
増築又は改築に係る部分	令第百三十七条の四の規定に適合することを確認するために必要な事項
増築又は改築に係る部分	石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置
石綿が添加されている部分	増築又は改築に係る部分
増築又は改築に係る部分	改築に係る部分の建築物の高さ及び基準時における当該部分の建築物の高さ
増築又は改築に係る部分	
増築又は改築に係る部分	令第百三十七条の六の二第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

規定が適用される建築物に必要な図書	
令第百三十七条の六の四第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の六の四第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の七の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	危険物の数量表	危険物の種類及び数量
	工場・事業調書	事業の種類
令第百三十七条の八の規定が適用される建築物	各階平面図	増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、法第五十二条第六項第三号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分以外の部分
		増築又は改築後における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分
令第百三十七条の九の規定が適用される建築物	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
令第百三十七条の十の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	その他令第百三十七条の十の規定に適合	令第百三十七条の十の規定に適合することを確認するために必

令第百三十七条の六の三第二項の規定が適用される建築物の確認に必要な図書	各階平面図	その他令第百三十七条の六の三第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項	増築又は改築に係る部分
令第百三十七条の六の四第二項の規定が適用される建築物の確認に必要な図書	各階平面図	その他令第百三十七条の六の四第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項	増築又は改築に係る部分
令第百三十七条の七の規定が適用される建築物	敷地面積求積図		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図		建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	危険物の数量表		危険物の種類及び数量
	工場・事業調書		事業の種類
令第百三十七条の八の規定が適用される建築物	各階平面図	増築前におけるエレベーターの昇降路の部分、共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分、法第五十二条第六項第三号に掲げる建築物の部分、自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分以外の部分	増築又は改築に係る部分
		増築又は改築後における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分	
令第百三十七条の九の規定が適用される建築物	各階平面図		改築に係る部分
	敷地面積求積図		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図		建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

令第百三十七条の十一の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	その他令第百三十七条の十一の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十一の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の十一の二の規定が適用される建築物	令第百三十七条の十一の二の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十一の二の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の十一の三の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	その他令第百三十七条の十一の三の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十一の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の十二第一項の規定が適用される建築物	令第百三十七条の十二第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十二第一項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の十二第八項の規定が適用される建築物	各階平面図	石綿が添加されている部分
		大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
	二面以上の断面図	石綿が添加されている部分
		大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分以外の部分について行う令第百三十七条の四の二

令第百三十七条の十の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の十の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の十一の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の十一の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十一の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の十一の二の規定が適用される建築物	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の十一の二の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十一の二の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の十一の三の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図	増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏の構造、材料の種別及び寸法
	各階平面図	増築又は改築に係る部分
	その他令第百三十七条の十一の三の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十一の三の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の十二第三項の規定が適用される建築物	各階平面図	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分
		石綿が添加されている部分

令第百三十七条の十二第九項の規定に適合することを確認するために必要な事項	令第百三十七条の十二第九項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十二第十一項の規定が適用される建築物
当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	令第百三十七条の十二第十一項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十二第十二項の規定が適用される建築物
令第百三十七条の十二第十四項の規定に適合することを確認するために必要な事項	令第百三十七条の十二第十四項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十二第十四項の規定が適用される建築物

第三号に規定する措置

三～五　（略）

２～11　（略）

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二　法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第百三十一条の二第二項若しくは第三項、令第百三十七条の十二第十一項若しくは第十二項又は令第百三十七条の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

２～４　（略）

（六十二）～（九十三）　（略）

（略）

令第百三十七条の十二第四項の規定が適用される建築物	各階平面図	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分
	その他令第百三十七条の十二第四項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第百三十七条の十二第四項の規定に適合することを確認するために必要な事項
令第百三十七条の十二第五項の規定が適用される建築物	各階平面図	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る部分
令第百三十七条の十二第六項の規定が適用される建築物	令第百三十七条の十二第六項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
令第百三十七条の十二第七項の規定が適用される建築物	令第百三十七条の十二第七項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

（略）

三～五　（略）

２～11　（略）

（認定申請書及び認定通知書の様式）

第十条の四の二　法第四十三条第二項第一号、法第四十四条第一項第三号、法第五十二条第六項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第百三十一条の二第二項若しくは第三項、令第百三十七条の十二第六項若しくは第七項又は令第百三十七条の十六第二号の規定（以下この条において「認定関係規定」という。）による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

２～４　（略）

附　則

この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令附則第一項本文に掲げる規定の施行の日（令和七年十一月一日）から施行する。

法規的告示

○国土交通省告示第九百七十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第五号、第四十六条第二項第一号イ及び第四項、第八十条の二第一号、第八十一条第二項第二号イ、第九十四条並びに第九十九条の規定に基づき、木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之

木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件等の一部を改正する告示

（木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件の一部改正）

第一条　木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項に規定する木造の建築物の軸組の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一～六　（略） 七　厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫（当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、桁、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるＳＦＮ二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹（柱及びはり、桁、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。）又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹（土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。）を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラム以下のもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を別表第五(い)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚（柱の外側にある部分の厚さを除く。）を同表(ろ)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組 八～十六　（略） （構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部改正） **第二条**　構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項に規定する木造の建築物の軸組の構造方法は、次の各号に定めるものとする。 一～六　（略） 七　厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫（当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、桁、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ（ＪＩＳ　Ａ五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるＳＦＮ二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹（柱及びはり、桁、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。）又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹（土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。）を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土（百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）を別表第五(い)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚（柱の外側にある部分の厚さを除く。）を同表(ろ)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組 八～十六　（略）
構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次の各号のいずれかに該当すること。 一～三　（略）	構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次の各号のいずれかに該当すること。 一～三　（略）

四　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質接着成形軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。）であって、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十号及び第二第十九号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であって、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十一号及び第二第二十号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものであること。

五・六　（略）

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第三条　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
四　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受け、かつ、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定した木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料であること。	四　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質接着成形軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。）であって、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十号及び第二第十九号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であって、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十一号及び第二第二十号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものであること。
五・六　（略）	五・六　（略）
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度、直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の許容応力度、木質接着成形軸材料の許容応力度、木質複合軸材料の許容応力度、木質断熱複合パネルの許容応力度並びに木質接着複合パネルの許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材（以下「集成材等」という。）の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの（以下「タッピンねじ等」という。）の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の許容応力度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体（鉄筋コンクリート組積体を含む。以下同じ。）の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート組積体の付着の許容応力度、同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度並びに直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アル

強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度、同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、丸鋼とコンクリートの付着の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度、直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の材料強度、木質接着成形軸材料の材料強度、木質複合軸材料の材料強度、木質断熱複合パネルの材料強度並びに木質接着複合パネルの材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

第一　特殊な許容応力度

一～十二　（略）

十三　令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度は、令第八十九条から第九十二条まで並びに第一第一号から前号まで及び第二十号から第二十三号までに定める数値によらなければならない。ただし、国土交通大臣が別に数値を定める場合においては、この限りでない。

十四～十九　（略）

二十　木質接着成形軸材料の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十一　木質複合軸材料の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十二　木質断熱複合パネルの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十三　木質接着複合パネルの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

第二　特殊な材料強度

一～十一　（略）

十二　令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度は、令第九十五条から第九十八条まで並びに第二第一号から前号まで及び第十九号から第二十二号までに定める数値によらなければならない。ただし、国土交通大臣が別に数値を定める場合においては、この限りでない。

十三～十八　（略）

十九　木質接着成形軸材料の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十　木質複合軸材料の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

ミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度、コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、丸鋼とコンクリートの付着の材料強度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度並びに直交集成板の繊維方向、直交集成板のめりこみ及び直交集成板の圧縮材の座屈の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

第一　特殊な許容応力度

一～十二　（略）

十三　令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度は、令第八十九条から第九十二条まで、第一第一号から前号まで及び平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号に定める数値によらなければならない。ただし、国土交通大臣が別に数値を定める場合においては、この限りでない。

十四～十九　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第二　特殊な材料強度

一～十一　（略）

十二　令第六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度は、令第九十五条から第九十八条まで、第二第一号から前号まで及び平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号に定める数値によらなければならない。ただし、国土交通大臣が別に数値を定める場合においては、この限りでない。

十三～十八　（略）

（新設）

（新設）

二十一　木質断熱複合パネルの材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

二十二　木質接着複合パネルの材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

（枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第四条　枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八まで及び第十一に、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における当該壁及び床版の構造方法を第十二に定め、建築基準法施行令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十四にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。 第一　（略） 第二　材料 一・二　（略） 三　次のいずれかに該当するもののうち、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十七条第一号の規定に適合するもの（ト に該当するものに限る。）若しくは同条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの（ハからヘまでのいずれかに該当するものにあっては、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十号から第二十三号まで及び第二第十九号から第二十二号までの規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものについては、前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。 イ～ト　（略） 四　（略） 第三～第十四　（略）	（新設） （新設） 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八まで及び第十一に、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における当該壁及び床版の構造方法を第十二に定め、建築基準法施行令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十三に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十四にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物等の構造計算が、第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。 第一　（略） 第二　材料 一・二　（略） 三　次のいずれかに該当するもののうち、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十七条第一号の規定に適合するもの（ト に該当するものに限る。）若しくは同条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの（ハからヘまでのいずれかに該当するものにあっては、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものについては、前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。 イ～ト　（略） 四　（略） 第三～第十四　（略）

（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正）

第五条　建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物及び当該建築物を除くほか、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造のもののうち、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三十六条の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物及び当該建築物を除くほか、組積造、補強コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造のもののうち、次に掲げる建築物（平成十四年国土交通省告示第四百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。）とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（次号イからへまでに該当するもの及び第六号イ、ロ又はハに該当するものを除く。）	四　木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（次号イからへまでに該当するもの及び第六号イ又はロに該当するものを除く。）
イ～へ　（略）	イ～へ　（略）
五　（略）	五　（略）
六　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイ、ロ又はハに該当するもの以外のもの（第四号イからへまでに該当するものを除く。）	六　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの（第四号イからへまでに該当するものを除く。）
イ　次の(1)から(11)までに該当するもの	イ　次の(1)から(11)までに該当するもの
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　高さが十六メートル以下であるもの	(2)　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの
(3)～(11)　（略）	(3)～(11)　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
ハ　次の(1)から(3)までに該当するもの	（新設）
(1)　イ(1)から(3)までの規定に適合するもの	
(2)　鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が第二号イ(1)及び(2)の規定に適合するもの	
(3)　第一号イ(6)の規定に適合するもの	
七　構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であって、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの	七　構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプレート版を用いた建築物であって、デッキプレート版を用いた部分以外の部分（建築物の高さ及び軒の高さについては当該屋根版を含む。以下同じ。）が次のイからトまでのいずれか及びチに該当するもの以外のもの
イ　高さが十六メートル以下である木造のもの	イ　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下である木造のもの
ロ～へ　（略）	ロ～へ　（略）
ト　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、前号イ(1)から⑽まで、前号ロ(1)から(4)まで又は前号ハ(1)及び(2)に該当するもの	ト　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであって、前号イ(1)から⑽まで又は前号ロ(1)から(4)までに該当するもの
チ　（略）	チ　（略）

八・九　（略）

十　平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの

イ　次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)　（略）

(2)　骨組の構造が次のいずれかに該当し、天井が第一号イ(6)に該当するもの

(i)～(v)　（略）

(vi)　木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用するものであり、かつ、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下のものであって、次の(一)又は(二)に該当するもの

(一)　第六号イ(1)及び(3)から(10)までの規定に適合するもの

(二)　第六号イ(4)及び(7)から(10)まで並びに同号ロ(1)、(3)及び(4)の規定に適合するもの

ロ　（略）

（許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件の一部改正）

第六条　許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成十九年国土交通省告示第千二百七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。 一～六　（略） 七　令第三十六条の二第四号又は平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第四号から第十号までに掲げる建築物のうち、木造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物にあっては、次のイ及びロに該当するものであること。 イ・ロ　（略）	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。 一～六　（略） 七　令第三十六条の二第四号に掲げる建築物のうち、木造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物にあっては、次のイ及びロに該当するものであること。 イ・ロ　（略）

（ＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部改正）

第七条　ＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成二十八年国土交通省告示第六百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分にＣＬＴパネル工法（直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第二から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十二に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十三にそれぞれ指定し、同号イの規定に基づき、ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第十に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、構造耐力上主要な部分にＣＬＴパネル工法（直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法をいう。以下同じ。）を用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第二から第七までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第十二にそれぞれ指定し、同号イの規定に基づき、ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第八に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、同項第二号イの規定に基づき、ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該構造計算は、同号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認

め、同条第三項の規定に基づき、ＣＬＴパネル工法を用いた建築物等の構造計算が、第十一に適合する場合においては、当該構造計算は、同項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

第一～第十三　（略）

（木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件の一部改正）

第八条　木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和七年国土交通省告示第二百五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する木質接着複合パネルは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。次号において「法」という。）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの（平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十三号及び第二第二十二号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）としなければならない。 二　木質接着複合パネル以外の材料であって構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であってその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であってそれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあっては、この限りでない。 イ～ハ　（略） ニ　はり及び登りはり（天井面に対して斜めに設けるはりをいう。第七第一号及び第二号トにおいて同じ。）　次の⑴若しくは⑵のいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料 ⑴　（略） ⑵　法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であって、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十一号及び第二第二十号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの ホ～ト　（略） 三　（略）	第二　材料 一　構造耐力上主要な部分に使用する木質接着複合パネルは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。次号において「法」という。）第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの（当該認定において国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限る。）としなければならない。 二　木質接着複合パネル以外の材料であって構造耐力上主要な部分に使用するものは、次のイからトまでに掲げる構造部材の区分に応じ、当該イからトまでに定める材料としなければならない。ただし、第四第二号に掲げる床版であってその材料が平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二に定める技術的基準に適合するもの並びに第七第四号に掲げる小屋組及び屋根版であってそれらの材料が同告示第二に定める技術的基準に適合するものにあっては、この限りでない。 イ～ハ　（略） ニ　はり及び登りはり（天井面に対して斜めに設けるはりをいう。第七第一号及び第二号トにおいて同じ。）　次の⑴若しくは⑵のいずれかに掲げる材料又はこれらと同等以上の品質を有する材料 ⑴　（略） ⑵　法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた木質複合軸材料（平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号に規定する木質複合軸材料をいう。）であって、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の規定に基づき国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したもの ホ～ト　（略） 三　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に第四条の規定による改正前の平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第二第三号の国土交通大臣の許容応力度及び材料強度の数値の指定を受けた認定木質接着成形軸材料等（建築基準法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル又は木質接着複合パネルをいう。以下この項において同じ。）は、それぞれ第三条の規定による改正後の平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第二十から第二十三まで及び第二第十九から第二十二までの規定により国土交通大臣の当該許容応力度及び材料強度の数値の指定を受けた認定木質接着成形軸材料等とみなす。

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年９月12日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年10月28日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
加熱式たばこ	センティア・アイシー・レッド	Ｆ45 20スティック ハードパック 5.5ｇ	ルーマニア ギリシャ イタリア 大韓民国	530円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年９月25日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年10月28日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
パイプたばこ	STARLINE STRAWBERRY MILLEFEUILLE	50.0ｇ　箱	ロシア	1,850円
パイプたばこ	STARLINE FREE CUBA	50.0ｇ　箱	ロシア	1,850円
パイプたばこ	STARLINE PAPAYA	50.0ｇ　箱	ロシア	1,850円
パイプたばこ	STARLINE BLUEBERRY CRUMBLE	50.0ｇ　箱	ロシア	1,850円
パイプたばこ	STARLINE BELGIAN WAFFLE	50.0ｇ　箱	ロシア	1,850円
パイプたばこ	STARLINE APPLE JUICE	50.0ｇ　箱	ロシア	1,850円
パイプたばこ	STARLINE LEMON FIZZ	50.0ｇ　箱	ロシア	1,850円
パイプたばこ	STARLINE ORANGINA	50.0ｇ　箱	ロシア	1,850円
パイプたばこ	STARLINE BERRY POPCORN	50.0ｇ　箱	ロシア	1,850円
パイプたばこ	STARLINE NECTARINE	50.0ｇ　箱	ロシア	1,850円
葉巻たばこ	コイーバ・ショート　スネイク 2025ED	82㎜　88本	キューバ	49,500円
葉巻たばこ	モンテクリスト・ショート　スネイク　2025ED	82㎜　66本	キューバ	30,800円
葉巻たばこ	ラモン・アロンネス・アブソリュートス　LE 2024	156㎜　１本	キューバ	16,500円
葉巻たばこ	Oliva CSWC Mareva	130㎜　１本	ニカラグア	1,980円
葉巻たばこ	CAPITOL SWING	129㎜　１本	ニカラグア	2,530円
葉巻たばこ	ベガフィナ・1998／44Ｓ	100㎜　１本	ドミニカ共和国	1,320円
葉巻たばこ	ベガフィナ・1998／46	143㎜　１本	ドミニカ共和国	1,760円
葉巻たばこ	ベガフィナ・1998／42Ｌ	187㎜　１本	ドミニカ共和国	1,870円
葉巻たばこ	ベガフィナ・スーパーロブスト　スーブレモ　2024	137㎜　１本	ドミニカ共和国	2,530円
葉巻たばこ	ベガフィナ・イヤー　オブ　ザ　スネイク　2025	159㎜　１本	ドミニカ共和国	3,190円
葉巻たばこ	ベガフィナ・Ｆ２　レポサド 2023	140㎜　１本	ドミニカ共和国	2,530円
葉巻たばこ	ベガフィナ・セリエ２　クパージュ	140㎜　１本	ドミニカ共和国	2,750円
葉巻たばこ	Nica Rustica Adobe Robusto	127㎜　１本	ニカラグア	1,980円
葉巻たばこ	Nica Rustica Broadleaf Toro	152㎜　１本	ニカラグア	2,200円
葉巻たばこ	Liga Privada Unico Papas Fritas	114㎜　１本	ニカラグア	1,540円
葉巻たばこ	Kentucky Fire Cured Fat Molly	127㎜　１本	ニカラグア	2,310円
葉巻たばこ	Kentucky Fire Cured Sweet Chunky	101㎜　１本	ニカラグア	1,650円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年９月29日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年10月28日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	小売定価
パイプたばこ	DARKSIDE SUPERMINT	30.0ｇ　箱	ロシア	1,500円
パイプたばこ	DARKSIDE VIRGIN PEACH 2.0	30.0ｇ　箱	ロシア	1,500円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年９月30日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年10月28日　財務大臣　片山さつき

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	小売定価
パイプたばこ	アクレマ・ブレンド	20.0ｇ　パウチパック	ブラジル	700円
パイプたばこ	DARKSIDE KASHMIR GOA JAVA	100.0ｇ　箱	ロシア	4,400円
パイプたばこ	DARKSIDE STARLIME	100.0ｇ　箱	ロシア	4,400円
パイプたばこ	DARKSIDE TOP GUM	100.0ｇ　箱	ロシア	4,400円

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年10月６日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年10月28日　財務大臣　片山さつき

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
葉巻たばこ	プレミアムNo.６	Ｆ96㎜　10本缶	スイス	1,090円	1,420円	7.11.1
葉巻たばこ	プレミアムNo.６　ハニー	Ｆ96㎜　10本缶	スイス	1,090円	1,420円	7.11.1
葉巻たばこ	プレミアムNo.６　チェリー	Ｆ96㎜　10本缶	スイス	1,090円	1,420円	7.11.1
葉巻たばこ	ビリガー・エクスポート	101㎜　５本ハードパック	スイス	1,070円	1,330円	7.11.1
葉巻たばこ	ビリガー・エクスポート　マデューロ	101㎜　５本ハードパック	スイス	1,070円	1,330円	7.11.1
葉巻たばこ	プレミアムNo.１　スマトラ	120㎜　１本	スイス	550円	600円	7.11.1
葉巻たばこ	プレミアム　ナンバーエイト（１本）	107㎜　１本	スイス	290円	350円	7.11.1

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年10月８日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年10月28日　財務大臣　片山さつき

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	小売定価
パイプたばこ	NASH　アロエストロベリー	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　ピーナッツバター	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　ワッフル	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　ブルーベリー	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　グレープフルーツ	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　リプトン	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　パッションフルーツ	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　バクラヴァ	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　グルート	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　スキットルズ	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　ライチ	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　マンゴー	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　ラストサムライ	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　パパイヤ	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　バタースコッチ	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　トフィー	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　キウイ	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　パッションフルーツアボガド	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　シダーベリーパイナップル	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　コーラ　キャラメル	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　ラベンダー　トニック	40.0ｇ　箱	ロシア	2,300円
パイプたばこ	NASH　ウイスキー	20.0ｇ　箱	ロシア	1,300円

パイプたばこ	NASH　ラストサムライ	100.0ｇ　箱	ロシア	4,600円
パイプたばこ	NASH　パッションフルーツ	100.0ｇ　箱	ロシア	4,600円
パイプたばこ	NASH　グレープフルーツ	100.0ｇ　箱	ロシア	4,600円
パイプたばこ	NASH　ブランデー	100.0ｇ　箱	ロシア	4,600円
パイプたばこ	NASH　バクラヴァ	100.0ｇ　箱	ロシア	4,600円
パイプたばこ	NASH　ワッフル	100.0ｇ　箱	ロシア	4,600円
パイプたばこ	NASH　キウイ	100.0ｇ　箱	ロシア	4,600円
パイプたばこ	NASH　ココナツ	100.0ｇ　箱	ロシア	4,600円
パイプたばこ	NASH　ウイスキー	100.0ｇ　箱	ロシア	4,600円
パイプたばこ	NASH　プルーンシダー	100.0ｇ　箱	ロシア	4,600円
パイプたばこ	NASH　ハニートロピカルフルーツ	30.0ｇ　箱	ロシア	2,600円
パイプたばこ	NASH　ハニートロピカルフルーツ	120.0ｇ　箱	ロシア	7,500円
パイプたばこ	NASH　ローズマリー　タイム	30.0ｇ　箱	ロシア	2,600円
パイプたばこ	NASH　ローズマリー　タイム	120.0ｇ　箱	ロシア	7,500円
葉巻たばこ	ダビドフ　ヤマサ　ロブスト　アンカット　LT 2025	147㎜　１本	ドミニカ共和国	7,000円
葉巻たばこ	ダビドフ　ニカラグア　ロブスト　アンカット　LT 2025	147㎜　１本	ドミニカ共和国	6,100円
葉巻たばこ	ダビドフ　ニカラグア　トロ　アンカット　LT 2025	160㎜　１本	ドミニカ共和国	7,100円
葉巻たばこ	ダビドフ　グランクリュ　ロブスト　アンカット　LT 2025	153㎜　１本	ドミニカ共和国	6,400円
葉巻たばこ	ダビドフ　ウィンストンチャーチル　レイトアワー　ロブスト　アンカット　LT 2025	145㎜　１本	ドミニカ共和国	7,600円
葉巻たばこ	ダビドフ　ウィンストンチャーチル　レイトアワー　トロ　アンカット　LT 2025	172㎜　１本	ドミニカ共和国	8,600円

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

解散公告

当社は、令和七年九月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

北海道稚内市港二丁目八番三〇号

株式会社副港開発

代表清算人　中田　伸也

解散公告

当社は、令和七年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

札幌市東区北十九条東十六丁目一―一

株式会社プリコム

代表清算人　小路　政幸

解散公告

当社は、令和七年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

北海道帯広市大通南十九丁目五番地

有限会社鳥せい帯広大通店

清算人　高田　裕仁

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

北海道旭川市七条通十七丁目八四番地

有限会社英知

清算人　林　由美子

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

札幌市中央区南五条西十五丁目二―三―五

〇三　株式会社ドナウ

代表清算人　辰巳　知行

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

宮城県仙台市若林区清水小路六番地の一
東日本不動産仙台ファーストビル二階
株式会社宮信ビジネスサービス
代表清算人　今野　庄七

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

福島県会津若松市千石町六番六九号
株式会社オープス磐梯
代表清算人　成田　雅弘

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

福島県福島市曽根田町六番一六号
土佐鋼業株式会社
代表清算人　千葉喜久子

解散公告

当社は解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

福島県双葉郡葛尾村大字落合字大笹二八九番地一〇
有限会社アトム
清算人　功力　勝介

解散公告

当社は、令和七年九月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

茨城県取手市東二丁目八番五九
合同会社ｄｏｋｕｄａ
清算人　張　光洙

解散公告

当社は、令和七年十月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

栃木県那須塩原市埼玉三番地一三九
株式会社ＯＳ．ｔｅｃｈ
代表清算人　大島　哲也

解散公告

当組合は、令和七年九月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

群馬県前橋市力丸町四八〇番地
協同組合日本引越センター
代表清算人　渡邉　忠司

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

群馬県伊勢崎市連取町一六〇五番地
有限会社多賀谷板金
清算人　多賀谷秀男

解散公告

当社は、令和七年十月十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

埼玉県越谷市越ヶ谷本町三番三二号
有限会社會田金物店
清算人　會田　忠雄

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

千葉県浦安市美浜三丁目六番九号
ＮＳコンサルティング株式会社
代表清算人　中嶋　定和

解散公告

当社は、令和七年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

千葉県四街道市物井八五六番地一
株式会社物井のご縁
代表清算人　茨木　祐智

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

千葉県船橋市宮本九丁目七番五号ＳＯＵＢ
Ｕハイツ宮本一階
パレットファイブ株式会社
代表清算人　川口　聡

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都中央区日本橋浜町二丁目一三番三号
株式会社丸杉
代表清算人　杉上　良一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都台東区千束二丁目二六番五号クリオ
入谷一番館九〇一号　有限会社ＩＭＣＡ
清算人　佐藤　理世

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都品川区西大井六丁目一五番四号
有限会社洋光電機製作所
清算人　櫻井ひろみ

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内
東京レジ・アイリス・１一般社団法人
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
東京レジ・アイリス・２一般社団法人
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
東京レジ・アイリス・３一般社団法人
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
東京レジ・４一般社団法人
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
東京レジ・アイリス・１合同会社
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
東京レジ・２合同会社
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
東京レジ・３合同会社
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
東京レジ・４合同会社
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年九月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都品川区東五反田四―六―七―八〇一
ＩＷ―ＰＲ合同会社
清算人　今清水隆宏

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都港区六本木六丁目一番二〇号六本木電気ビル七Ｆ　株式会社Interaction this day
代表清算人　鶴賀　民子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都新宿区上落合三丁目二九番七号コーポ・プロスパ二〇二
特定非営利活動法人筍
清算人　大場　文子

解散公告

当社は、令和七年九月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都中央区八丁堀二丁目一七番一―一一〇八号
ヒロタ株式会社
代表清算人　廣田　孜

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ
ＧＯ―ＹＥＮ　ＳＡＫＵＲＡ合同会社
清算人　石倉　一人

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ
ＧＯ―ＹＥＮ　ＭＯＭＯ合同会社
清算人　石倉　一人

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都世田谷区深沢五丁目二番九―三一三号
有限会社カークエンタープライズ
清算人　安間　利晴

解散公告

当社は、令和七年十月二十一日に解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都中央区銀座三丁目七番一六号銀座Ｎビル五階
株式会社エア・システム
代表清算人　鍵山　幸彦

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
東京レジ・アイリス・１合同会社
清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
東京レジ・４一般社団法人
代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和七年十月二十八日
東京都港区元麻布三丁目一番六号
Ｓｈｉｒｕｂａ　Ｔａｉｇａ株式会社
代表清算人　米田　尚司

解散公告

当社は、令和七年十月二十七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都港区芝五丁目二六番一六号

ダイヤマーケットクリエーション株式会社

代表清算人　鈴木　正治

解散公告

当会社は令和七年九月二十九日解散し、清算人稗田直也が就任いたしました。

つきましては、当会社に対して債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、期間内にお申し出のない場合は、清算から除斥されることがあります。

令和七年十月二十八日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号

株式会社ＹＥＣｏｎｎｅｃｔ

代表清算人　稗田　直也

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都北区浮間一丁目一番一四号リムジンビル三〇四

Ｍｅｔｒｅｏｎ株式会社

代表清算人　三戸　淳也

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都新宿区上落合三―八―二五ＦＬＡＭＰ一三〇三

一般社団法人経筋バランスケアセラピスト協会

代表清算人　飯間　百子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都多摩市豊ヶ丘三丁目一番地一―七〇五

株式会社エンライト

代表清算人　武田　大佑

解散公告

当社は、令和六年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都東村山市恩多町五丁目二五番地三

有限会社大起

清算人　大川　博史

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Variscale Services & Engineering Japan合同会社

清算人　ミルトン・ハビエル・トレス

解散公告

当社は、令和七年十月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビルＳＣＳ国際税理士法人内

株式会社Ｍａｇｎｏｌｉａ　Ｕｎｉｔａｓ

代表清算人　入江　浩一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

横浜市神奈川区松見町二丁目三五九番地

有限会社室岡製作所

清算人　菱山　哲平

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

神奈川県茅ヶ崎市香川四丁目三八番二〇号

有限会社松浦電気商会

清算人　松浦　勝雄

解散公告

当社は、令和七年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

横浜市泉区和泉中央南四丁目三三番一一号

有限会社久慈工務店

清算人　平野　里美

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町六丁目二五番二号オークヒル相模大野二〇一

ＥＲＡＡＲＫ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　松元孝次郎

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

横浜市港北区樽町四丁目六番二八号

有限会社塗工業所

清算人　牧添　修

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

新潟県長岡市今井三丁目五八番地

株式会社アスク

代表清算人　大野　洋一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

富山県射水市戸破一一五八番地五

Ｉｎｓｐｉｒｅ　Ｖｏｌｔ合同会社

清算人　大島　凌

代表取締役変更のお知らせ

令和七年九月二十日開催の株主総会において、当社代表取締役岩谷榮一が退任し、九月二十一日より新たに菊壽浩志が代表取締役に就任しましたのでお知らせいたします。

令和七年十月二十八日

静岡県伊東市宇佐美一〇八六番地の六

有限会社岩谷電気工業

代表取締役　菊壽　浩志

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

富山県高岡市清水町二丁目六番一号

有限会社吉江左官工業所

清算人　吉江　洋子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

富山市二俣新町一六七番地

合同会社Ｋコーポレーション

清算人　金井　佑太

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

岐阜県恵那市山岡町原一一八四番地の一

有限会社三星商会

清算人　堀　隆憲

解散公告

当社は、令和七年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

静岡県袋井市袋井一七一番地

有限会社中島綜合事務所

清算人　中島　弘好

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

静岡県伊豆市堀切九三番地

有限会社ベア

清算人　水口みどり

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

愛知県江南市和田町中六〇番地

株式会社江南園芸

代表清算人　大脇　一弘

解散公告

当社は、令和七年十月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

愛知県名古屋市中川区服部三丁目二〇一番

シャンポールミユキ一〇一号

株式会社ＲＯＯＶＥ

代表清算人　加藤　洋史

解散公告

当社は、令和七年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

愛知県名古屋市中村区烏森町八丁目一一二番地

株式会社アイテック

代表清算人　山本　博之

解散公告

当社は、令和七年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

愛知県名古屋市中村区烏森町八丁目一一二番地

株式会社オーテック

代表清算人　山本　博之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

大阪府八尾市本町二丁目八番三号

一般社団法人地域コミュニティ支援機構

代表清算人　小森　正明

解散公告

当社は、令和七年十月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

大阪市西区江之子島一丁目八番一七号

株式会社ミタカ

代表清算人　髙下　慶三

電話〇六―六八六七―七九三九

解散公告

当社は、令和七年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

名古屋市名東区若葉台一五一二フォーリアⅡ一〇一

株式会社ＶＣＯＸ

代表清算人　張　麗軍

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

名古屋市名東区若葉台一五一二フォーリアⅡ一〇一

株式会社ＶＣＯＸ

代表清算人　張　麗軍

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

大阪市東住吉区杭全七丁目八番三号

株式会社髙吉工務店

代表清算人　髙吉　章江

解散公告

当社は、令和七年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

大阪府岸和田市摩湯町一一四一番地の三

株式会社エスポアガーデン

代表清算人　小澤　君代

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

大阪市旭区大宮四丁目一五番一二号

株式会社ひさ野

代表清算人　久野　広一

第46期決算公告

令和７年10月28日

福島県福島市飯坂町字西堀切14番地の39

株式会社福島理化学研究所

代表取締役　山川　勇人

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	300,562
	固定資産	113,503
	合計	414,065
負債及び純資産の部	流動負債	14,667
	株主資本	399,398
	資本金	10,000
	利益剰余金	389,398
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	386,398
	（うち当期純利益）	(26,345)
	合計	414,065

解散公告

当社は、令和七年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

奈良県香芝市五位堂三丁目六〇二番地の一

有限会社ヤマトマネキン紹介所

清算人　田中　亙

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

奈良県橿原市小綱町一五番二二―二二号

一般社団法人ライフシフト算命学協会

代表清算人　今井　知加

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

広島県呉市宝町二番二五号一〇一

株式会社ミカフェート中国

代表清算人　川島　良彰

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

山口県山口市小郡新町二丁目一一番一〇号

有限会社竹内食品

清算人　竹内　亮太

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原一二七三番地の三

有限会社国際ヘルス

清算人　佐藤チカ子

解散公告

当法人は、令和七年六月二十五日開催の定時評議員会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

福岡県豊前市大字薬師寺一九五

社会福祉法人ひかり会

清算人　清原　聡

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

北九州市八幡西区上の原二丁目二番九―一〇一号

株式会社信栄

代表清算人　樂滿　信夫

解散公告

当社は、令和七年九月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

大分市大字大平七六七番地の八

有限会社宮本企画

清算人　宮本美津子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

沖縄県那覇市具志一丁目二番一号くにアパートA

合同会社コドモ意欲醸成所

代表清算人　齋藤　希

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

北海道伊達市大町三番地五

医療法人社団菊地眼科クリニック

清算人　菊地　武雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年七月一日開催の理事会の決議並びに福島県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

福島県福島市八島田琵琶渕六二―二

医療法人やまもり内科

清算人　山守　伸一

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十月九日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

白金台パークハウスマンション建替組合

代表清算人　上田　俊夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月二十九日京都府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

京都市伏見区桃山町山ノ下二三番地五

医療法人三木医院

清算人　三木　弘行

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十月一日奈良県知事の認可を受けて解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

奈良県山辺郡山添村大字北野一二七三番地の一

山添村森林組合

代表清算人　樫森　武博

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

長崎県佐世保市天満町三番一号

医療法人小西外科脳神経外科

清算人　小西　逸代

第57期決算公告

令和７年９月25日

東京都千代田区神田駿河台四丁目２番５号

株式会社コクサイ商事

代表取締役　吹田　武史

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,588	流動負債	2,703
固定資産	5,579	賞与引当金	7
		固定負債	24
		退職給付引当金	24
		株主資本	10,440
		資本金	22
		利益剰余金	10,798
		利益準備金	7
		その他利益剰余金	10,791
		（うち当期純利益）	(828)
		自己株式	△380
資産合計	13,168	負債・純資産合計	13,168

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年九月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

栃木県小山市東城南一丁目三番地三二

医療法人松岡会

清算人　松岡　淳一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和七年八月二十日山梨県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

山梨県南都留郡山中湖村平野二二三

清算法人平野土地改良区

代表清算人　長田　清猛

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月二十八日

埼玉県川越市脇田町一〇五番地アトレ一Ｆ

一一八号

医療法人清誠会

清算人　野村　健朗

第三十七期決算公告

貸借対照表の要旨　令和七年七月二十日現在

（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	一〇、五六〇
固定資産	九七四
合計	一一、五三五
負債及び純資産の部	
流動負債	四、二九八
賞与引当金	五一九
工事損失引当金	一二
固定負債	四〇五
株主資本	六、八二八
資本金	四六〇
資本剰余金	三三七
資本準備金	二二一
その他資本剰余金	一〇五
利益剰余金	六、〇四〇
利益準備金	七三
その他利益剰余金	五、九六六
評価・換算差額等	二
その他有価証券評価差額金	二
合計	一一、五三五

（注）当期純利益　九二九

令和七年十月二十八日

東京都江東区永代一丁目一四番五号

株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ

代表取締役　内藤　祐介

第十期決算公告

貸借対照表の要旨　令和二年六月三十日現在

（単位・円）

資産の部	
資産の部	七九、六九一、五五九
負債及び正味財産の部	
負債の部	三六、七四一、一八六
正味財産の部	四二、九五〇、三七三
負債及び正味財産の部	七九、六九一、五五九

令和七年十月二十八日

東京都中野区中野一丁目六二番一〇号

特定非営利活動法人東京コミュニティスクール

代表理事　三木由香里

第十一期決算公告

貸借対照表の要旨　令和三年六月三十日現在

（単位・円）

資産の部	
資産の部	八七、三一二、〇〇二
負債及び正味財産の部	
負債の部	三六、五八八、五八八
正味財産の部	五〇、七二三、四一四
負債及び正味財産の部	八七、三一二、〇〇二

令和七年十月二十八日

東京都中野区中野一丁目六二番一〇号

特定非営利活動法人東京コミュニティスクール

代表理事　三木由香里

第十二期決算公告

貸借対照表の要旨　令和四年六月三十日現在

（単位・円）

資産の部	
資産の部	八一、九九一、八九一
負債及び正味財産の部	
負債の部	三〇、〇九八、七八七
正味財産の部	五一、八九三、一〇四
負債及び正味財産の部	八一、九九一、八九一

令和七年十月二十八日

東京都中野区中野一丁目六二番一〇号

特定非営利活動法人東京コミュニティスクール

代表理事　三木由香里

第十三期決算公告

貸借対照表の要旨　令和五年六月三十日現在

（単位・円）

資産の部	
資産の部	八三、六四四、七二九
負債及び正味財産の部	
負債の部	三二、〇三九、一四二
正味財産の部	五一、六〇五、五八七
負債及び正味財産の部	八三、六四四、七二九

令和七年十月二十八日

東京都中野区中野一丁目六二番一〇号

特定非営利活動法人東京コミュニティスクール

代表理事　三木由香里

第十四期決算公告

貸借対照表の要旨　令和六年六月三十日現在

（単位・円）

資産の部	
資産の部	九〇、一五九、八〇九
負債及び正味財産の部	
負債の部	三三、八六七、六三〇
正味財産の部	五六、二九二、一七九
負債及び正味財産の部	九〇、一五九、八〇九

令和七年十月二十八日

東京都中野区中野一丁目六二番一〇号

特定非営利活動法人東京コミュニティスクール

代表理事　三木由香里

第 46 期 決 算 公 告

2025 年 10 月 28 日

東京都千代田区五番町３番地１

豊創フーズ株式会社

代表取締役社長　福富　眞人

貸借対照表の要旨　（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	992,607	流動負債	296,905
固定資産	776,654	固定負債	490,695
		株主資本	981,661
		資本金	30,000
		資本剰余金	1,251,778
		資本準備金	1,145,414
		その他資本剰余金	106,363
		利益剰余金	△ 290,856
		利益準備金	16,737
		その他利益剰余金	△ 307,593
		（うち当期純利益）	(25,465)
		自己株式	△ 9,260
資産合計	1,769,262	負債・純資産合計	1,769,262

第 14 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 28 日

札幌市中央区南四条西二丁目10―１

株式会社ＧＡＫＵ

代表取締役　橋本　　学

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	398,421
	固定資産	962,528
	合計	1,360,950
負債及び純資産の部	流動負債	192,993
	固定負債	681,385
	株主資本	486,570
	資本金	1,000
	利益剰余金	485,570
	その他利益剰余金	485,570
	（うち当期純利益）	(155,496)
	合計	1,360,950

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＥＲＩＡ（札幌市中央区南四条西二丁目一〇―一）に対して、当社の新設分割計画書記載の権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

札幌市中央区南四条西二丁目一〇―一

株式会社ＧＡＫＵ

代表取締役　橋本　　学

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千七百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月二十六日であり、株主総会の決議は令和七年十月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

山形県寒河江市緑町一八五番地の一

株式会社サトー

代表取締役　佐藤　公一

第72期決算公告

令和７年10月28日

山形県寒河江市緑町185番地の１

株式会社サトー

代表取締役　佐藤　公一

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,975,076
	固定資産	175,635,507
	合計	177,610,583
負債及び純資産の部	流動負債	125,088,641
	固定負債	44,561,000
	株主資本	7,960,942
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	△17,039,058
	その他利益剰余金	△17,574,058
	（うち当期純損失）	(786,239)
	合計	177,610,583

第 33 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 28 日

山形県米沢市東三丁目９番19号

株式会社ティアライズ

代表取締役　横山　幸宏

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	26,593
	固定資産	76,777
	合計	103,370
負債及び純資産の部	流動負債	22,956
	固定負債	38,855
	株主資本	41,559
	資本金	3,000
	利益剰余金	38,559
	その他利益剰余金	38,559
	（うち当期純利益）	(13,525)
	合計	103,370

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

山形県米沢市東三丁目九番一九号

（甲）株式会社ティアライズ

代表取締役　横山　幸宏

山形県米沢市東三丁目九番一九号

（乙）合同会社ティーゴー

代表社員　株式会社ティアライズ

職務執行者　横山　幸宏

第 20 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 28 日

栃木県足利市通四丁目3485番地１

株式会社トーリフォー

代表取締役　大豆生田　実

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	80,309,444
	固定資産	126,393,615
	繰延資産	8,180,205
	合計	214,883,264
負債及び純資産の部	流動負債	24,220,051
	固定負債	43,865,000
	株主資本	146,798,213
	資本金	6,000,000
	利益剰余金	140,798,213
	その他利益剰余金	140,798,213
	（うち当期純利益）	(19,103,142)
	合計	214,883,264

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の薬局経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

栃木県足利市巴町二五四一番地

（甲）株式会社巴

代表取締役　大豆生田　実

栃木県足利市通四丁目三四五番地一

（乙）株式会社トーリフォー

代表取締役　大豆生田　実

決　算　公　告

令和７年 10 月 28 日

東京都渋谷区宇田川町３番５号

ＳｐａｒｋＳＨＩＢＵＹＡ６階

株式会社ペンギントレード

代表取締役　佐藤　佑一

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,203,848
	固定資産	120,903
	資産合計	1,324,752
負債及び純資産の部	流動負債	651,363
	固定負債	447,272
	株主資本	226,115
	資本金	100,000
	利益剰余金	126,115
	その他利益剰余金	126,115
	（うち当期純利益）	(19,185)
	負債・純資産合計	1,324,752

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八十万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

東京都渋谷区宇田川町三番五号Ｓｐａｒｋ

ＳＨＩＢＵＹＡ六階

株式会社ペンギントレード

代表取締役　佐藤　佑一

第29期貸借対照表の要旨

令和７年 10 月 28 日

埼玉県入間市扇台三丁目５番３号

株式会社サンパック

代表取締役　中込　英人

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	507,094
	固定資産	24,902
	合計	531,997
負債及び純資産の部	流動負債	295,905
	固定負債	289,080
	株主資本	△52,988
	資本金	20,000
	利益剰余金	△72,988
	その他利益剰余金	△72,988
	（うち当期純損失）	(2,426)
	合計	531,997

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の化粧品・医薬部外品の製造事業、ダンボール製造事業、その他乙が行う一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

埼玉県入間市扇台三丁目五番三号

（甲）株式会社サン

代表取締役　吉永　泰三

埼玉県入間市扇台三丁目五番三号

（乙）株式会社サンパック

代表取締役　中込　英人

第70期決算公告

令和７年10月28日
東京都江東区北砂三丁目５番４―208号
小宮不動産株式会社
代表取締役　小宮　節子

貸借対照表の要旨（令和７年２月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,689,145
	固定資産	4,848,737
	合計	8,537,883
負債及び純資産の部	流動負債	47,500
	固定負債	37,689
	株主資本	8,452,694
	資本金	60,000
	利益剰余金	8,392,694
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	8,372,694
	（うち当期純利益）	(423,135)
	合計	8,537,883

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する小宮インベストメント株式会社（住所東京都江東区北砂三丁目五番四―二〇八号）に対して当社の投資運用事業及び不動産賃貸業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
東京都江東区北砂三丁目五番四―二〇八号
小宮不動産株式会社
代表取締役　小宮　節子

第34期決算公告

令和７年10月28日
横浜市鶴見区生麦三丁目２番８号
リトルフィールド株式会社
代表取締役　小原　貴晴

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,528
	固定資産	111,043
	繰延資産	409
	合計	125,980
負債及び純資産の部	流動負債	27,957
	固定負債	171,605
	株主資本	△73,582
	資本金	20,000
	利益剰余金	△93,582
	その他利益剰余金	△93,582
	（うち当期純損失）	(19,711)
	合計	125,980

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
横浜市鶴見区生麦三丁目二番八号
リトルフィールド株式会社
代表取締役　小原　貴晴

決算公告

令和７年10月28日
川崎市宮前区菅生三丁目31番16号
常陸機工株式会社
代表取締役　弦巻　達也

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	433,952
	固定資産	844,015
	合計	1,277,968
負債及び純資産の部	流動負債	620,273
	株主資本	657,694
	資本金	10,000
	利益剰余金	647,694
	利益準備金	1,850
	その他利益剰余金	645,844
	（うち当期純利益）	(47,369)
	合計	1,277,968

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産事業に関して有する権利義務の全部を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。
(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十八日
川崎市宮前区菅生三丁目三一番一六号
(甲) 常陸機工株式会社
代表取締役　弦巻　達也
横浜市鶴見区駒岡二丁目六番一一号
(乙) T'S株式会社
代表取締役　弦巻　達也

第50期決算公告　令和７年10月28日

横浜市旭区二俣川二丁目21番地１
津久見建設株式会社
代表取締役　鷲原　浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,745,884
	固定資産	2,272,465
	繰延資産	20,320
	資産合計	10,038,670
負債及び純資産の部	流動負債	3,026,961
	固定負債	1,751,938
	株主資本	5,259,770
	資本金	50,000
	利益剰余金	5,209,770
	利益準備金	11,400
	その他利益剰余金	5,198,370
	（うち当期純利益）	(36,786)
	負債・純資産合計	10,038,670

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額の全額について減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
横浜市旭区二俣川二丁目二一番地一
津久見建設株式会社
代表取締役　鷲原　浩

第 66 期 決 算 公 告

令和７年10月28日　　神奈川県平塚市新町２番65号
カトウ工機株式会社
代表取締役　加藤　祐造

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	682,851	流動負債	108,656
固定資産	849,504	賞与引当金	8,281
		固定負債	184,772
		退職給付引当金	15,322
		株主資本	1,202,240
		資本金	25,000
		利益剰余金	1,177,240
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	1,170,990
		（うち当期純損失）	(64,557)
		評価・換算差額等	36,687
		その他有価証券評価差額金	36,687
資産合計	1,532,355	負債・純資産合計	1,532,355

第 9 期 決 算 公 告

2025年９月25日　　神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
株式会社インフォマティクス
代表取締役　齊藤　大地

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,522	流動負債	2,726
固定資産	1,149	固定負債	492
		株主資本	2,452
		資本金	100
		資本剰余金	1,200
		資本準備金	650
		その他資本剰余金	550
		利益剰余金	1,152
		その他利益剰余金	1,152
		（うち当期純利益）	(424)
		評価・換算差額等	1
		その他有価証券評価差額金	1
資産合計	5,671	負債・純資産合計	5,671

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社シルクロード（住所新潟市西区新田二一九番地一）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

新潟市西区新田二一九番地一

アスカ商事株式会社

代表取締役　伊藤　賀章

第48期決算公告

令和７年10月28日

新潟市西区新田219番地１

アスカ商事株式会社

代表取締役　伊藤　賀章

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,046,264
	固定資産	2,190,356
	資産合計	**3,236,620**
負債及び純資産の部	流動負債	1,002,830
	固定負債	518,763
	株主資本	1,715,026
	資本金	18,000
	利益剰余金	1,697,026
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	1,692,526
	（うち当期純利益）	(38,518)
	負債・純資産合計	**3,236,620**

第39期決算公告　2025年６月19日

埼玉県草加市高砂２丁目18番16号

コスモ機販株式会社

代表取締役社長　常松　正靖

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	284,863
	固定資産	18,118
	資産合計	**302,982**
負債及び純資産の部	流動負債	163,519
	固定負債	21,194
	負債合計	**184,713**
	株主資本	118,269
	資本金	13,000
	利益剰余金	105,269
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	102,019
	（うち当期純利益）	(24,303)
	純資産合計	**118,269**
	負債・純資産合計	**302,982**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年十月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東一番地三

株式会社ＨＩＫＡＲＩ

代表取締役　篠﨑　泰世

第21期決算公告

令和７年10月28日

長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東１番地３

株式会社ＨＩＫＡＲＩ

代表取締役　篠﨑　泰世

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	15,265,372
	固定資産	8,224,638
	資産合計	**23,490,010**
負債及び純資産の部	流動負債	11,094,346
	固定負債	7,315,304
	株主資本	5,080,360
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	△44,919,640
	その他利益剰余金	△44,919,640
	（うち当期純損失）	(6,027,087)
	負債・純資産合計	**23,490,010**

第27期決算公告　令和７年10月28日

東京都港区港南二丁目13番40号

エスディーテック株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	700,410
	固定資産	198,478
	合計	**898,888**
負債及び純資産の部	流動負債	318,809
	賞与引当金	61,303
	固定負債	199,537
	株主資本	380,541
	資本金	311,000
	資本剰余金	366,090
	資本準備金	311,000
	その他資本剰余金	55,090
	利益剰余金	△296,549
	その他利益剰余金	△296,549
	（うち当期純利益）	(20,928)
	合計	**898,888**

第５期決算公告

令和７年10月28日
名古屋市千種区今池三丁目７番18号
株式会社ＺＥＮＳＨＩＮ
代表取締役　金沢　全求

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,023,727
	固定資産	2,004,763
	合計	3,028,491
負債及び純資産の部	流動負債	3,037
	株主資本	3,025,454
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,910,000
	資本準備金	1,500,000
	その他資本剰余金	1,410,000
	利益剰余金	15,454
	その他利益剰余金	15,454
	（うち当期純利益）	(38,271)
	合計	3,028,491

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
名古屋市千種区今池三丁目七番一八号
株式会社ＺＥＮＳＨＩＮ
代表取締役　金沢　全求

第10期決算公告

令和７年６月20日
東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号
ＳＡＴＯＲＩ株式会社
代表取締役　植山　浩介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	946,773
	固定資産	158,624
	合計	1,105,397
負債及び純資産の部	流動負債	551,067
	固定負債	115,230
	株主資本	439,099
	資本金	100,000
	資本剰余金	450,363
	資本準備金	450,363
	利益剰余金	△ 111,264
	その他利益剰余金	△ 111,264
	（うち当期純損失）	(111,264)
	合計	1,105,397

第24期決算公告

令和７年10月28日
大阪市西成区南津守七丁目４番33号
関西システム株式会社
代表取締役　鄧　萍

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,154
	固定資産	44,423
	合計	50,577
負債及び純資産の部	流動負債	1,476
	固定負債	67,120
	株主資本	△ 18,019
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 38,019
	その他利益剰余金	△ 38,019
	（うち当期純損失）	(7,325)
	合計	50,577

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
大阪市西成区南津守七丁目四番三三号
関西システム株式会社
代表取締役　鄧　萍

第50期決算公告

令和７年10月28日
新潟市西区山田2307番地95
株式会社サンメック
代表取締役　高野　政芳

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	986,416
	固定資産	948,677
	合計	1,935,094
負債及び純資産の部	流動負債	701,939
	固定負債	728,186
	株主資本	504,968
	資本金	57,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	437,968
	利益準備金	13,045
	その他利益剰余金	424,923
	（うち当期純利益）	(7,170)
	合計	1,935,094

第31期決算公告

令和７年10月28日
大阪府堺市西区鳳西町二丁89番地８
ハンワ株式会社
代表取締役　川口　友行

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	245,135
	固定資産	263,795
	資産合計	508,930
負債及び純資産の部	流動負債	98,927
	負債合計	98,927
	株主資本	410,003
	資本金	10,000
	利益剰余金	400,003
	その他利益剰余金	400,003
	（うち当期純利益）	(13,298)
	純資産合計	410,003
	負債・純資産合計	508,930

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サニー（住所大阪府高石市西取石八丁目八番四〇号）に対して当社の不動産部門に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十九日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
大阪府堺市西区鳳西町二丁八九番地八
ハンワ株式会社
代表取締役　川口　友行

第106期決算公告

2025年10月28日
石川県金沢市片町二丁目１番７号
株式会社うつのみや
代表取締役　宇都宮元樹

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,698,341
	固定資産	454,083
	合計	3,152,424
負債及び純資産の部	流動負債	2,423,065
	固定負債	897,171
	株主資本	△167,811
	資本金	50,000
	利益剰余金	△217,811
	その他利益剰余金	△217,811
	（うち当期純利益）	(3,210)
	合計	3,152,424

第２期決算公告

令和７年10月28日
大阪市北区浪花町12番24号
株式会社アンパサンド
代表取締役　高城由里子

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	96,860,130
	固定資産	839,968,700
	資産合計	936,828,830
負債及び純資産の部	流動負債	882,494,191
	株主資本	54,334,639
	資本金	81,000,000
	利益剰余金	△26,665,361
	その他利益剰余金	△26,665,361
	（うち当期純損失）	(15,897,309)
	負債・純資産合計	936,828,830

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
大阪市北区浪花町一二番二四号
株式会社アンパサンド
代表取締役　高城由里子

第５期決算公告

令和７年10月28日
愛知県豊明市栄町梶田97番地４
株式会社プラワン
代表取締役　角谷　広高

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	402
	固定資産	65
	合計	467
負債及び純資産の部	流動負債	140
	株主資本	327
	資本金	301
	利益剰余金	26
	その他利益剰余金	26
	（うち当期純利益）	(10)
	合計	467

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

大阪市北区浪花町一二番二四号
株式会社ｏｎ
代表取締役　高城由里子

第１期決算公告

令和７年10月28日

大阪市北区浪花町12番24号
株式会社ｏｎ
代表取締役　高城由里子

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,958,210
	固定資産	743,600
	資産合計	53,701,810
負純資産債及のび部	流動負債	1,854,610
	株主資本	51,847,200
	資本金	52,000,000
	利益剰余金	△ 152,800
	その他利益剰余金	△ 152,800
	（うち当期純損失）	(152,800)
	負債・純資産合計	53,701,810

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アットポプラ（住所広島県廿日市市串戸四丁目二番一六号）に対して当社の障害グループホーム事業のうち「ポプラ-base-」にかかる事業、不動産賃貸収入事業のうちサービス付高齢者専用住宅光風舎にかかる事業、鍼灸院事業、美容院事業及び清掃事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

広島県廿日市市串戸四丁目二番一六号
株式会社Ｈ．Ｍ．Ｃ．光風舎
代表取締役　小川　恭平

第11期決算公告

令和７年10月28日

広島県廿日市市串戸四丁目２番16号
株式会社Ｈ．Ｍ．Ｃ．光風舎
代表取締役　小川　恭平

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	56,816
	固定資産	586,306
	資産合計	643,122
負純資産債及のび部	流動負債	35,922
	固定負債	705,227
	株主資本	△98,026
	資本金	5,000
	利益剰余金	△103,026
	その他利益剰余金	△103,026
	（うち当期純損失）	(13,516)
	負債・純資産合計	643,122

第49期決算公告

令和７年10月28日

名古屋市中区栄三丁目13番６号
株式会社愛知友の会
代表取締役　金森　茂明

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,498
	固定資産	1,840,471
	合計	1,851,970
負純資産債及のび部	流動負債	5,842
	固定負債	1,801,942
	株主資本	44,185
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	4,185
	その他利益剰余金	4,185
	（うち当期純利益）	(1,605)
	合計	1,851,970

第56期決算公告

令和７年10月28日

三重県四日市市堀木二丁目１番３号
株式会社ライフスターメンバーズ
代表取締役　牧野　秀紀

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	385,456
	固定資産	685,198
	合計	1,070,654
負純資産債及のび部	流動負債	141,849
	固定負債	1,033,161
	株主資本	△104,356
	資本金	50,000
	利益剰余金	△154,356
	その他利益剰余金	△154,356
	（うち当期純利益）	(22,817)
	合計	1,070,654

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千二百四十三万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。また、資本準備金の額を四億八百九十万八千四百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

福岡市中央区大名二丁目六番一一号
株式会社ウェルモ
代表取締役　鹿野　佑介

令和７年10月28日

福岡市中央区大名二丁目６番11号
株式会社ウェルモ
代表取締役　鹿野　佑介

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	65,179
	固定資産	8,848
	資産合計	74,027
負純資産債及のび部	流動負債	43,280
	固定負債	10,825
	株主資本	19,922
	資本金	100,000
	資本剰余金	330,790
	資本準備金	330,790
	利益剰余金	△408,908
	その他利益剰余金	△408,908
	（うち当期純損失）	(408,908)
	自己株式	△1,959
	負債・純資産合計	74,027

第65期決算公告

令和７年９月24日

大阪府八尾市楠根町５丁目30番地
株式会社塚谷刃物製作所
代表取締役　安井太久也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,711,286
	固定資産	9,427,316
	繰延資産	3,765
	合計	14,142,367
負純資産債及のび部	流動負債	1,299,589
	固定負債	745,700
	株主資本	12,097,078
	資本金	90,000
	利益剰余金	12,007,078
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	11,984,578
	（うち当期純利益）	(321,058)
	合計	14,142,367

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四百九十五万四千円、資本準備金の額を七千六百七十一万千九百五十五円減少し、それぞれ一億円、九千四百九十九万二千四十五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、期中に増資を行っております。

令和七年十月二十八日

東京都目黒区祐天寺二丁目一三番地
四―五〇三　株式会社ＮＥＸＴＡＧＥ
代表取締役　中村　拓也

第７期決算公告

令和７年10月28日

東京都目黒区祐天寺二丁目13番地４―503
株式会社ＮＥＸＴＡＧＥ
代表取締役　中村　拓也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	39,391,966
	固定資産	5,662,077
	資産合計	45,054,043
負純資産債及のび部	流動負債	19,230,998
	固定負債	30,823,000
	株主資本	△4,999,955
	資本金	104,958,000
	資本剰余金	71,708,000
	資本準備金	71,708,000
	利益剰余金	△181,665,955
	その他利益剰余金	△181,665,955
	（うち当期純損失）	(70,815,766)
	負債・純資産合計	45,054,043

第31期決算公告

令和７年10月28日

熊本県八代市新浜町壱号１番６
シントワールド株式会社
代表取締役　藤井秀一郎

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	855,223
	固定資産	349,077
	資産合計	1,204,300
負純資産債及のび部	流動負債	130,079
	固定負債	198,007
	株主資本	876,213
	資本金	10,000
	資本剰余金	49,210
	その他資本剰余金	49,210
	利益剰余金	817,002
	その他利益剰余金	817,002
	（うち当期純利益）	(226,716)
	負債・純資産合計	1,204,300

決　算　公　告

令和７年10月28日
静岡県駿東郡清水町伏見５番地
田中産業株式会社
代表取締役　田中　公典

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	856,416
	固定資産	535,881
	繰延資産	3,550
	資産合計	1,395,848
負純資産の及び部	流動負債	202,618
	固定負債	601,101
	株主資本	592,129
	資本金	10,000
	利益剰余金	582,129
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	579,629
	（うち当期純利益）	(104,197)
	負債・純資産合計	1,395,848

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十八日
静岡県駿東郡清水町伏見五番地
（甲）田中産業株式会社
代表取締役　田中　公典
静岡県三島市長伏一五五番地の三六
（乙）有限会社共和金型製作所
代表取締役　田中　公典

第104期決算公告

2025年６月19日
東京都千代田区神田富山町５番１
日本製袋株式会社
代表取締役社長　森田　登

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,677
	固定資産	3,036
	資産合計	5,714
負純資産の及び部	流動負債	3,516
	固定負債	16
	株主資本	2,159
	資本金	424
	資本剰余金	1,484
	利益剰余金	251
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	243
	（うち当期純利益）	(86)
	評価・換算差額等	21
	負債・純資産合計	5,714

第５期決算公告

令和７年10月28日
京都府京田辺市松井ケ丘三丁目20番地18
株式会社福原エンタープライズ
代表取締役　福原　晃子

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	14,340,782
	固定資産	428,300,355
	繰延資産	898,334
	合計	443,539,471
負純資産の及び部	流動負債	2,279,000
	固定負債	429,415,770
	株主資本	11,844,701
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	6,844,701
	その他利益剰余金	6,844,701
	（うち当期純利益）	(101,483)
	合計	443,539,471

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百九十九万九千九百九十九円減少し一円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年十月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
京都府京田辺市松井ケ丘三丁目二〇番地一八
株式会社福原エンタープライズ
代表取締役　福原　晃子

第34期決算公告

令和７年９月19日
東京都品川区西五反田五丁目２番４号
ティー・エイ・インスツルメント・ジャパン株式会社
代表取締役　ジアンキン・ヤオ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,359
	固定資産	91
	資産合計	1,450
負純資産の及び部	流動負債	589
	固定負債	55
	退職給与引当金	55
	株主資本	806
	資本金	250
	利益剰余金	556
	その他利益剰余金	556
	（うち当期純利益）	(75)
	負債・純資産合計	1,450

第12期決算公告

令和７年10月28日
東京都港区赤坂２丁目11番１号
株式会社Ｈ．Ａコンサルティング
代表取締役　青山　浩

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	120,402
	固定資産	1,252,651
	合計	1,373,053
負純資産の及び部	流動負債	703,981
	固定負債	183,088
	株主資本	485,984
	資本金	310,000
	利益剰余金	175,984
	その他利益剰余金	175,984
	（うち当期純損失）	(30,489)
	合計	1,373,053

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億九千万円、資本準備金の額を二億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
東京都港区赤坂二丁目一一番一号
株式会社Ｈ．Ａコンサルティング
代表取締役　青山　浩

第４期決算公告

令和７年10月23日
東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
ロジフラッグ・デベロプメント株式会社
代表取締役　本間　智宏

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,150,231
	固定資産	498,649
	資産合計	4,648,880
負純資産の及び部	流動負債	539,822
	負債合計	539,822
	株主資本	4,109,057
	資本金	101,000
	利益剰余金	4,008,057
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,983,057
	（うち当期純利益）	(3,008,759)
	純資産合計	4,109,057
	負債・純資産合計	4,648,880

第９期決算公告

令和７年10月28日
東京都文京区本郷三丁目35番２号ラ・ヴェリエール３階
株式会社Ｐａｙｍｅｎｔ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
代表取締役　上野　亨

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	594,136	流動負債	41,612
固定資産	146,747	固定負債	561,654
		株主資本	132,116
		資本金	160,003
		資本剰余金	490,771
		資本準備金	385,591
		その他資本剰余金	105,179
		利益剰余金	△518,658
		その他利益剰余金	△518,658
		（うち当期純損失）	(203,664)
		新株予約権	5,501
資産合計	740,883	負債・純資産合計	740,883

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社（住所　東京都文京区本郷三丁目三五番二号ラ・ヴェリエール三階）に対して当社の前払いできるくん事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月二十八日
東京都文京区本郷三丁目三五番二号
ラ・ヴェリエール三階
株式会社Ｐａｙｍｅｎｔ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
代表取締役　上野　亨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

札幌市厚別区厚別南三丁目二番二五号

（甲）株式会社四宮造園

代表取締役　四宮　繁

札幌市厚別区厚別南三丁目二番二〇号

（乙）株式会社日本庭園

代表取締役　金野　光芳

第57期決算公告　令和７年10月28日

札幌市厚別区厚別南三丁目２番20号

株式会社日本庭園

代表取締役　金野　光芳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	85,461
	固定資産	302
	資産合計	85,763
負純資債及産のび部	流動負債	15,365
	（役員賞与引当金）	(150)
	株主資本	70,398
	資本金	35,200
	利益剰余金	35,198
	利益準備金	2,689
	その他利益剰余金	32,509
	（うち当期純利益）	(10,629)
	負債・純資産合計	85,763

第54期決算公告　令和７年10月28日

札幌市厚別区厚別南三丁目２番25号

株式会社四宮造園

代表取締役　四宮　繁

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	526,264
	固定資産	429,991
	資産合計	956,255
負純資債及産のび部	流動負債	127,870
	（役員賞与引当金）	(19,700)
	固定負債	24,968
	株主資本	803,416
	資本金	30,000
	利益剰余金	773,416
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	765,916
	（うち当期純利益）	(37,666)
	負債・純資産合計	956,255

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

東京都中央区日本橋三丁目二番一四号

新槇町ビル別館第一一階

（甲）日本スタンダード株式会社

代表取締役　豊田　清

茨城県水戸市大町一丁目二番六号水戸プライムビル三〇二号

（乙）日本スタンダード株式会社

代表取締役　豊田　清

第19期決算公告

令和７年10月28日

東京都中央区日本橋三丁目２番14号新槇町ビル別館第一１階

日本スタンダード株式会社

代表取締役　豊田　清

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,243
	固定資産	65,398
	繰延資産	3,358
	合計	100,999
負純資債及産のび部	流動負債	794
	固定負債	73,707
	株主資本	26,497
	資本金	3,000
	利益剰余金	23,497
	その他利益剰余金	23,497
	（うち当期純利益）	(81)
	合計	100,999

第9期決算公告　令和７年10月28日

茨城県水戸市大町一丁目２番６号水戸プライムビル302号

日本スタンダード株式会社

代表取締役　豊田　清

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,120
	固定資産	48,479
	繰延資産	628
	合計	78,229
負純資債及産のび部	流動負債	11,186
	固定負債	45,008
	退職給付引当金	3,900
	株主資本	22,033
	資本金	500
	利益剰余金	21,533
	その他利益剰余金	21,533
	（うち当期純利益）	(6,525)
	合計	78,229

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

東京都新宿区上落合一丁目一番四号

（甲）株式会社秋山商店

代表取締役　秋山　佳道

東京都新宿区上落合一丁目一番四号

（乙）株式会社鳥一フーズ

代表取締役　秋山　佳道

第75期決算公告

令和７年10月28日

東京都新宿区上落合一丁目１番４号

株式会社秋山商店

代表取締役　秋山　佳道

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	256,553
	固定資産	549,114
	資産合計	805,667
負純資債及産のび部	流動負債	43,417
	固定負債	721,374
	株主資本	40,875
	資本金	10,000
	利益剰余金	30,875
	その他利益剰余金	30,875
	（うち当期純利益）	(16,466)
	負債・純資産合計	805,667

第54期決算公告

令和７年10月28日

東京都新宿区上落合一丁目１番４号

株式会社鳥一フーズ

代表取締役　秋山　佳道

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,625
	固定資産	13,843
	繰延資産	69
	資産合計	17,538
負純資債及産のび部	流動負債	70,277
	固定負債	21,849
	株主資本	△74,588
	資本金	10,000
	利益剰余金	△84,588
	その他利益剰余金	△84,588
	（うち当期純損失）	(2,600)
	負債・純資産合計	17,538

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

横浜市港北区新吉田東四丁目一番七号

（甲）株式会社ローヤルよつや

代表取締役　坂田　信一

横浜市港北区新吉田東四丁目一番七号

（乙）株式会社Ｎａｔｕｒａｌ　Ｄｅｌｉ

代表取締役　坂田　信一

第17期決算公告

令和７年10月28日

横浜市港北区新吉田東四丁目１番７号

株式会社ローヤルよつや

代表取締役　坂田　信一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	170
	固定資産	95
	繰延資産	2
	合計	268
負純資債及産のび部	流動負債	75
	固定負債	63
	株主資本	129
	資本金	5
	利益剰余金	124
	その他利益剰余金	124
	（うち当期純利益）	(4)
	合計	268

第８期決算公告

令和７年10月28日

横浜市港北区新吉田東四丁目１番７号

株式会社Ｎａｔｕｒａｌ　Ｄｅｌｉ

代表取締役　坂田　信一

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,847
	固定資産	302
	合計	19,150
負純資債及産のび部	流動負債	10,169
	固定負債	6,400
	株主資本	2,581
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,581
	その他利益剰余金	1,581
	（うち当期純利益）	(8,830)
	合計	19,150

決　算　公　告

令和７年10月28日

大阪市平野区平野南四丁目１番17号
大和寝具ドライ株式会社
代表取締役　鈴木　風海

貸借対照表の要旨　（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	87,195	流動負債	28,658
固定資産	353,475	（うち賞与引当金）	(903)
		固定負債	216,066
		株主資本	193,583
		資本金	10,000
		利益剰余金	183,583
		利益準備金	798
		その他利益剰余金	182,785
		（うち当期純利益）	(3,135)
		評価・換算差額等	2,363
		その他有価証券評価差額金	2,363
資産合計	440,670	負債・純資産合計	440,670

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十月二十八日
大阪市平野区平野南四丁目一番一七号
（甲）大和寝具ドライ株式会社
代表取締役　鈴木　風海
大阪府守口市南寺方南通三丁目一二番一九号
（乙）有限会社阪神サニーチャンバー
代表取締役　堀池　勝義

第57期決算公告

令和７年10月28日　京都市南区久世築山町140番地
株式会社片岡製作所
代表取締役　西　則男

貸借対照表の要旨　（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,029,638	流動負債	9,746,467
固定資産	2,883,884	固定負債	1,926,946
		株主資本	3,158,728
		資本金	485,700
		資本剰余金	389,700
		資本準備金	389,700
		利益剰余金	2,283,328
		利益準備金	12,035
		その他利益剰余金	2,271,292
		（うち当期純利益）	(65,444)
		評価・換算差額等	81,379
		その他有価証券評価差額金	81,379
資産合計	14,913,522	負債・純資産合計	14,913,522

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少し八千五百七十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
京都市南区久世築山町一四〇番地
株式会社片岡製作所
代表取締役　西　則男

第50期決算公告

令和７年10月28日

石川県河北郡津幡町字富田188番地１
株式会社三谷フーズ
代表取締役　安房　斎

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	727,625	流動負債	1,327,185
固定資産	1,037,138	（うち賞与引当金）	(4,590)
繰延資産	2,447	（うち経費引当金）	(653)
		固定負債	391,829
		（うち退職給付引当金）	(3,521)
		株主資本	48,196
		資本金	44,000
		利益剰余金	8,196
		その他利益剰余金	8,196
		（うち当期純利益）	(257)
		自己株式	△4,000
資産合計	1,767,210	負債・純資産合計	1,767,210

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
石川県河北郡津幡町字富田一八八番地一
株式会社三谷フーズ
代表取締役　安房　斎

第２期決算公告

令和７年10月28日
東京都新宿区新宿一丁目34番５号
ＶｅｒｄｅＶｉｓｔａ新宿御苑２階
株式会社できるくん
代表取締役　小林　祥太

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,472
	資産合計	22,472
負債及び純資産の部	流動負債	4,148
	固定負債	7,480
	株主資本	10,844
	資本金	5,000
	利益剰余金	5,844
	その他利益剰余金	5,844
	（うち当期純利益）	(2,384)
	負債・純資産合計	22,472

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載の日付　令和七年九月二十六日
掲載頁　二〇九頁（号外第二一五号）
掲載官報　左記のとおりです。

（甲）
東京都新宿区新宿一丁目三四番五号
ＶｅｒｄｅＶｉｓｔａ新宿御苑二階
株式会社ユーティル
代表取締役　岩田　真
（乙）
令和七年十月二十八日
東京都新宿区新宿一丁目三四番五号
ＶｅｒｄｅＶｉｓｔａ新宿御苑二階
株式会社できるくん
代表取締役　小林　祥太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

大阪府摂津市東正雀一七番五〇号
（甲）株式会社ゆらら
代表取締役　髙橋　友紀

大阪府摂津市三島三丁目一四番四五号
（乙）株式会社Ｌｅｔ　ｉｔ　Ｂｅ
代表取締役　髙橋　友紀

決　算　公　告

令和７年10月28日

大阪府摂津市東正雀17番50号
株式会社ゆらら
代表取締役　髙橋　友紀

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	258,999
	固定資産	114,883
	合計	373,882
負純資産債及の部	流動負債	112,557
	固定負債	145,141
	株主資本	116,184
	資本金	1,500
	利益剰余金	114,684
	その他利益剰余金	114,684
	（うち当期純利益）	(80,699)
	合計	373,882

決　算　公　告

令和７年10月28日

大阪府摂津市三島三丁目14番45号
株式会社Ｌｅｔ　ｉｔ　Ｂｅ
代表取締役　髙橋　友紀

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	—
	固定資産	—
	合計	—
負純資産債及の部	流動負債	—
	固定負債	8,109
	株主資本	△ 8,109
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 9,109
	その他利益剰余金	△ 9,109
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	—

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

大阪市北区天満三丁目二番三号
（甲）大川電商ホールディングス株式会社
代表取締役　大川　弘人

大阪府枚方市楠葉並木二丁目三〇番一〇―三六〇二号
（乙）株式会社オオヒロ
代表取締役　大川　優子

第７期決算公告

令和７年10月28日

大阪市北区天満三丁目２番３号
大川電商ホールディングス株式会社
代表取締役　大川　弘人

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,225
	固定資産	1,061,648
	合計	1,087,873
負純資産債及の部	流動負債	205
	株主資本	1,087,668
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,051,648
	その他資本剰余金	1,051,648
	利益剰余金	26,020
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	23,520
	（うち当期純利益）	(39,893)
	合計	1,087,873

第35期決算公告

令和７年10月28日

大阪府枚方市楠葉並木二丁目30番10―3602号
株式会社オオヒロ
代表取締役　大川　優子

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,885
	固定資産	170,641
	合計	214,527
負純資産債及の部	流動負債	22,093
	固定負債	9,335
	株主資本	183,098
	資本金	73,000
	利益剰余金	110,098
	その他利益剰余金	110,098
	（うち当期純利益）	(1,519)
	合計	214,527

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

兵庫県芦屋市上宮川町一番五―七〇四号
（甲）Ｋｏｈｅｉ．Ｅ．Ｓ株式会社
代表取締役　澤邊　悦子

兵庫県芦屋市上宮川町一番五―七〇四号
（乙）Ｔａｒｏ．Ｅ．Ｓ株式会社
代表取締役　澤邊　悦子

第１期決算公告

令和７年10月28日

兵庫県芦屋市上宮川町１番５―704号
Ｋｏｈｅｉ．Ｅ．Ｓ株式会社
代表取締役　澤邊　悦子

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	116,122
	固定資産	397,101
	繰延資産	516
	資産合計	513,740
負純資産債及の部	流動負債	282,947
	固定負債	240,664
	株主資本	△9,871
	資本金	1,000
	利益剰余金	△10,871
	その他利益剰余金	△10,871
	（うち当期純損失）	(10,871)
	負債・純資産合計	513,740

第１期決算公告

令和７年10月28日

兵庫県芦屋市上宮川町１番５―704号
Ｔａｒｏ．Ｅ．Ｓ株式会社
代表取締役　澤邊　悦子

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,469
	固定資産	395,770
	繰延資産	293
	資産合計	510,534
負純資産債及の部	流動負債	265,273
	固定負債	254,962
	株主資本	△9,701
	資本金	1,000
	利益剰余金	△10,701
	その他利益剰余金	△10,701
	（うち当期純損失）	(10,701)
	負債・純資産合計	510,534

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

東京都八王子市上川町三八二二番地五
（甲）ＡＢＮ株式会社
代表取締役　岩崎　孝

埼玉県所沢市大字中富七三三番地の五
（乙）株式会社所沢自動車
代表取締役　岩崎　孝

第38期決算公告

令和７年10月28日

東京都八王子市上川町3822番地５
ＡＢＮ株式会社
代表取締役　岩崎　孝

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	268,479
	固定資産	136,777
	繰延資産	220
	合計	405,476
負純資産債及の部	流動負債	90,921
	固定負債	255,767
	株主資本	58,787
	資本金	12,000
	利益剰余金	46,787
	利益準備金	950
	その他利益剰余金	45,837
	（うち当期純利益）	(26,172)
	合計	405,476

第55期決算公告

令和７年10月28日

埼玉県所沢市大字中富733番地の５
株式会社所沢自動車
代表取締役　岩崎　孝

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,233
	固定資産	69,772
	合計	95,005
負純資産債及の部	流動負債	58,518
	固定負債	52,438
	株主資本	△15,951
	資本金	43,200
	利益剰余金	△19,951
	その他利益剰余金	△19,951
	（うち当期純利益）	(2,129)
	自己株式	△39,200
	合計	95,005

決　算　公　告

令和７年 10 月 28 日
札幌市中央区大通西一丁目15番３号
株式会社ケーエイチフーズ
代表取締役　林　　一彦

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	68,093
	固定資産	58,390
	合計	126,484
負純資産債及の部	流動負債	6,476
	固定負債	131,590
	株主資本	△ 11,582
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 12,582
	その他利益剰余金	△ 12,582
	（うち当期純損失）	(8,042)
	合計	126,484

決　算　公　告

令和７年 10 月 28 日
札幌市中央区大通西一丁目15番３号
有限会社二十三
代表取締役　林　　一彦

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	194,428
	固定資産	187,692
	合計	382,121
負純資産債及の部	流動負債	210,592
	固定負債	180,876
	株主資本	△ 9,346
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 12,346
	その他利益剰余金	△ 12,346
	（うち当期純利益）	(7,142)
	合計	382,121

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
札幌市中央区大通西一丁目一五番三号
（甲）有限会社二十三
代表取締役　林　一彦
札幌市中央区大通西一丁目一五番三号
（乙）株式会社ケーエイチフーズ
代表取締役　林　一彦

第 56 期決算公告　令和７年10月28日

大阪市都島区東野田町四丁目１番17号
上野運送株式会社
代表取締役　楠本　佳弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,132
	固定資産	57,881
	合計	65,013
負純資産債及の部	流動負債	270
	株主資本	64,742
	資本金	10,000
	資本剰余金	500
	資本準備金	500
	利益剰余金	54,242
	利益準備金	2,625
	その他利益剰余金	51,617
	（うち当期純損失）	(1,668)
	合計	65,013

第 72 期決算公告　令和７年10月28日

大阪市都島区東野田町四丁目１番17号
株式会社日本ロジックス
代表取締役　楠本　佳弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,706,242
	固定資産	8,481,075
	繰延資産	453
	合計	10,187,771
負純資産債及の部	流動負債	1,180,280
	固定負債	4,682,361
	退職給付引当金	29,000
	株主資本	4,325,129
	資本金	80,000
	利益剰余金	4,245,129
	その他利益剰余金	4,245,129
	（うち当期純利益）	(664,542)
	合計	10,187,771

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
大阪市都島区東野田町四丁目一番一七号
（甲）株式会社日本ロジックス
代表取締役　楠本　佳弘
大阪市都島区東野田町四丁目一番一七号
（乙）上野運送株式会社
代表取締役　楠本　佳弘

第 13 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 28 日
長崎市賑町10番10―1001号
ハタビル興産株式会社
代表取締役　畑中　康成

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	49,977
	固定資産	508,778
	合計	558,756
負純資産債及の部	流動負債	30,095
	固定負債	514,254
	株主資本	14,406
	資本金	500
	利益剰余金	13,906
	その他利益剰余金	13,906
	（うち当期純利益）	(550)
	合計	558,756

第 14 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 28 日
長崎市賑町10番10―1001号
株式会社Ｍ・Ｋ企画
代表取締役　畑中　康成

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,230
	固定資産	627,334
	合計	660,565
負純資産債及の部	流動負債	11,931
	固定負債	497,973
	株主資本	150,660
	資本金	500
	利益剰余金	150,160
	その他利益剰余金	150,160
	（うち当期純利益）	(3,910)
	合計	660,565

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
長崎市賑町一〇番一〇―一〇〇一号
（甲）株式会社Ｍ・Ｋ企画
代表取締役　畑中　康成
長崎市賑町一〇番一〇―一〇〇一号
（乙）ハタビル興産株式会社
代表取締役　畑中　康成

第 76 期決算公告　令和７年10月28日

東京都台東区東浅草二丁目22番５号
エフ・オージャパン株式会社
代表取締役　藤原　　仁

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	141,599
	固定資産	169,435
	資産合計	311,035
負純資産債及の部	流動負債	90,035
	固定負債	110,531
	株主資本	110,468
	資本金	10,000
	利益剰余金	100,468
	利益準備金	47
	その他利益剰余金	100,421
	（うち当期純利益）	(3,624)
	負債・純資産合計	311,035

第 51 期決算公告　令和７年10月28日

東京都台東区東浅草二丁目22番５号
パイロットシューズ株式会社
代表取締役　藤原　　仁

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	159,246
	固定資産	122,096
	繰延資産	24,425
	資産合計	305,768
負純資産債及の部	流動負債	63,987
	固定負債	185,000
	株主資本	56,781
	資本金	20,000
	利益剰余金	36,781
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	16,781
	（うち当期純損失）	(45,092)
	負債・純資産合計	305,768

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）左記のとおりです。

令和七年十月二十八日
東京都台東区東浅草二丁目二二番五号
（甲）パイロットシューズ株式会社
代表取締役　藤原　仁
東京都台東区東浅草二丁目二二番五号
（乙）エフ・オージャパン株式会社
代表取締役　藤原　仁

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社日献産業（住所沖縄県浦添市西洲二丁目四番地四）に対して当社の西洲地区賃貸事業、投資管理事業及び子会社管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月二十八日

沖縄県浦添市西洲二丁目四番地四
日献産業株式会社
代表取締役　上村　明

決算公告

令和７年10月28日
沖縄県浦添市西洲二丁目４番地４
日献産業株式会社
代表取締役　上村　明

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	229,044,369
	固定資産	512,245,511
	資産合計	741,289,880
負債及び純資産の部	流動負債	9,068,155
	固定負債	60,788,574
	株主資本	671,433,151
	資本金	19,000,000
	利益剰余金	727,233,151
	利益準備金	4,750,000
	別途積立金	32,800,000
	繰越利益剰余金	689,683,151
	（うち当期純利益）	(39,368,832)
	自己株式	△74,800,000
	負債・純資産合計	741,289,880

第17期決算公告

令和７年10月28日
東京都新宿区下落合四丁目19番９―105号
株式会社ライトブルーコンサルティング
代表取締役　清林　俊行

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,618
	固定資産	5,264
	合計	33,882
負債及び純資産の部	流動負債	15,856
	株主資本	18,025
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,025
	その他利益剰余金	8,025
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	33,882

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十月二十八日

神奈川県平塚市根坂間七一六番地二
（甲）代表取締役　加藤建設工業株式会社　加藤　政秀
神奈川県平塚市根坂間七一六番地の二
（乙）有限会社レインボー警備保障
代表取締役　加藤　政秀

第52期決算公告

令和７年10月28日
神奈川県平塚市根坂間716番地２
株式会社加藤建設工業
代表取締役　加藤　政秀

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	353,316,717
	固定資産	20,636,738
	合計	373,953,455
負債及び純資産の部	流動負債	64,508,611
	株主資本	309,444,844
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	289,444,844
	利益準備金	1,650,000
	その他利益剰余金	287,794,844
	（うち当期純利益）	(124,855,268)
	合計	373,953,455

第22期決算公告

令和７年10月28日
東京都渋谷区東三丁目25番10号
株式会社カプセルボックス
代表取締役　安藤　義之

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	189,235
	固定資産	3,534
	合計	192,769
負債及び純資産の部	流動負債	43,430
	固定負債	―
	株主資本	149,338
	資本金	3,000
	利益剰余金	146,338
	その他利益剰余金	146,338
	（うち当期純利益）	(15,856)
	合計	192,769

第47期決算公告

令和７年10月28日
東京都新宿区箪笥町35番地
グローバル電子株式会社
代表取締役　松田　樹一

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産		9,876,951	流動負債	3,484,811
固定資産		4,194,567	固定負債	3,433,002
繰延資産		14,011	株主資本	6,493,839
			資本金	83,000
			資本剰余金	335,187
			その他資本剰余金	335,187
			利益剰余金	6,090,802
			利益準備金	21,250
			その他利益剰余金	6,069,552
			（うち当期純利益）	(373,876)
			自己株式	△15,150
			評価・換算差額等	673,879
			有価証券評価差額金	673,879
合計		14,085,531	合計	14,085,531

第40期決算公告

令和７年10月28日
東京都千代田区有楽町二丁目７番１号有楽町イトシア12階
マイシスインターナショナルバンキングシステムズ株式会社
代表取締役　李　楠

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額	科目		金額
流動資産		5,333,377	流動負債		8,328,377
固定資産		7,350,737	賞与引当金		7,167
			有給休暇引当金		1,164
			固定負債		0
			株主資本		4,355,736
			資本金		100,000
			資本剰余金		90,000
			資本準備金		90,000
			利益剰余金		4,165,736
			利益準備金		100
			その他利益剰余金		4,165,636
			（うち当期純利益）		(1,494,575)
資産合計		12,684,114	負債・純資産合計		12,684,114

第94期決算公告

2025年10月28日　茨城県高萩市上手綱3333番地３
株式会社シンニッタン
代表取締役社長　平山　泰行

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,633,981	流動負債	5,480,737
固定資産	16,054,127	株式給付引当金	95,039
有形固定資産	7,894,697	賞与引当金	91,349
無形固定資産	59,178	固定負債	848,091
投資その他の資産	8,100,251	退職給付引当金	260,376
		負債合計	6,328,829
		株主資本	14,897,720
		資本金	7,256,723
		資本剰余金	6,573,083
		その他資本剰余金	6,573,083
		利益剰余金	8,447,903
		利益準備金	855,169
		その他利益剰余金	7,592,733
		自己株式	△7,379,988
		評価・換算差額等	1,461,559
		その他有価証券評価差額金	1,461,559
		純資産合計	16,359,280
資産合計	22,688,109	負債・純資産合計	22,688,109

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	7,343,348	経常利益	217,126
売上原価	6,487,189	特別利益	153,230
売上総利益	856,159	特別損失	14,315
販売費及び一般管理費	1,012,278	税引前当期純利益	356,041
営業損失	156,118	法人税、住民税及び事業税	51,667
営業外収益	424,967	法人税等調整額	50,435
営業外費用	51,721	当期純利益	253,938

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十二月十日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年十一月五日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年十月二十八日

大分県大分市大字下郡一七一六番地の六
アドバンス21岩田町五〇七
（甲）株式会社ＧＬＡＤ　ＯＲＩＧＩＮ
代表取締役　小西　祥元

大分県大分市大字下郡一七一六番地の六
アドバンス21岩田町五〇七
（乙）株式会社ＳＭＡＬＬ　ＷＥＳＴ
代表取締役　小西　祥元

第15期決算公告

令和７年10月28日

東京都品川区大崎一丁目11番８号
一般社団法人日税連税法データベース
代表理事　北島　則行

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	274,995
	固定資産	108,064
	合計	383,059
負味債財及産びの正部	流動負債	27,937
	固定負債	11,894
	負債合計	39,831
	指定正味財産	—
	一般正味財産	343,228
	正味財産合計	343,228
	合計	383,059

第14期決算公告

令和７年10月28日

大分県大分市大字下郡1716番地の６
アドバンス21岩田町507
株式会社ＳＭＡＬＬ　ＷＥＳＴ
代表取締役　小西　祥元

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	257,429,858
	固定資産	655,329,620
	合計	912,759,478
負純資産債及のび部	流動負債	37,174,656
	賞与引当金	2,300,000
	固定負債	731,411,146
	退職給付引当金	13,365,000
	株主資本	144,173,676
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	141,173,676
	その他利益剰余金	141,173,676
	（うち当期純利益）	(24,903,768)
	合計	912,759,478

第６期決算公告

令和７年10月28日

大分県大分市大字下郡1716番地の６
アドバンス21岩田町507
株式会社ＧＬＡＤ　ＯＲＩＧＩＮ
代表取締役　小西　祥元

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,617,516
	固定資産	11,051,175
	合計	13,668,691
負純資産債及のび部	流動負債	75,084
	固定負債	18,660,310
	株主資本	△5,066,703
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△8,066,703
	その他利益剰余金	△8,066,703
	（うち当期純損失）	(662,114)
	合計	13,668,691

第６期決算公告

令和７年10月21日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
霞ヶ関投資顧問株式会社
代表取締役　井上慶一郎

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,363,401
	固定資産	1,524,960
	資産合計	3,888,361
負純資産債及のび部	流動負債	2,214,913
	固定負債	1,469,300
	株主資本	204,148
	資本金	110,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△5,851
	その他利益剰余金	△5,851
	（うち当期純損失）	(124,814)
	負債・純資産合計	3,888,361

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務に関する全部を承継し乙及び丙は解散することについて合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月二十八日

東京都国分寺市東元町四丁目一番三六号
（甲）オザキホールディングス株式会社
代表取締役　尾崎　幸信

東京都国分寺市東恋ヶ窪三丁目一七番一号
（乙）オザキソリューションズ株式会社
代表取締役　尾崎　亮

東京都豊島区西池袋一丁目一六番一号
（丙）ソナーレエデュケーションズ株式会社
代表取締役　丸山　朋子

第６期決算公告

令和７年10月28日

東京都国分寺市東元町四丁目１番36号
オザキホールディングス株式会社
代表取締役　尾崎　幸信

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	99,041
	固定資産	1,603,674
	合計	1,702,715
負純資産債及のび部	流動負債	78,074
	固定負債	276,350
	株主資本	1,348,290
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,325,073
	資本準備金	1,325,073
	利益剰余金	14,316
	その他利益剰余金	14,316
	（うち当期純利益）	(4,199)
	自己株式	△ 1,100
	合計	1,702,715

第10期決算公告

令和７年10月28日

東京都国分寺市東恋ヶ窪三丁目17番地１
オザキソリューションズ株式会社
代表取締役　尾崎　亮

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,322
	固定資産	524
	合計	6,847
負純資産債及のび部	流動負債	1,782
	固定負債	70,000
	株主資本	△ 64,935
	資本金	8,000
	利益剰余金	△ 72,935
	その他利益剰余金	△ 72,935
	（うち当期純損失）	(67,468)
	合計	6,847

第12期決算公告

令和７年10月28日

東京都豊島区西池袋一丁目16番１号
ソナーレエデュケーションズ株式会社
代表取締役　丸山　朋子

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,075
	固定資産	716,133
	合計	753,208
負純資産債及のび部	流動負債	129,984
	固定負債	420,542
	株主資本	202,681
	資本金	10,000
	資本剰余金	124,378
	その他資本剰余金	124,378
	利益剰余金	68,303
	その他利益剰余金	68,303
	（うち当期純利益）	(4,973)
	合計	753,208

第６期決算公告

令和７年10月28日

東京都豊島区高田３丁目28番８号
宝印刷株式会社
代表取締役　白井　恒太

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,619,663
	固定資産	2,403,372
	資産合計	15,023,035
負債及び純資産の部	流動負債	5,928,987
	役員賞与引当金	16,704
	その他	5,912,283
	固定負債	192,035
	退職給付引当金	180,625
	その他	11,410
	負債合計	6,121,022
	株主資本	8,902,012
	資本金	200,000
	資本剰余金	4,435,245
	その他資本剰余金	4,435,245
	利益剰余金	4,266,767
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	4,241,767
	（うち当期純利益）	(2,226,910)
	純資産合計	8,902,012
	負債・純資産合計	15,023,035